

第4章 連携先調査

I. 調査の手続き

1. 目的

効果的な連携に関する基礎的知見として、連携先となる特別支援学校や福祉・労働機関における高等学校への支援の状況（高等学校からの支援の依頼状況、対応可能な支援と対応実績のある支援等）、高等学校への支援の展望を把握することを目的とする。

2. 調査対象

特別支援学校は、全特別支援学校を対象とした^{註4-1-1}。また、福祉・労働機関については、発達障害のある者に対して就労支援を行う機能を持つ発達障害者支援センター及び、障害のある者全般に対して、地域の就労支援をコーディネートする機能を持つ障害者就業・生活支援センターとした^{註4-1-2}。

（1）特別支援学校

全国の高等特別支援学校を含む、特別支援学校高等部 1,014 校を調査対象とした（悉皆）。内訳は、視覚障害特別支援学校 53 校、聴覚障害特別支援学校 60 校、肢体不自由特別支援学校 118 校、病弱特別支援学校 45 校、知的障害特別支援学校 529 校、併置校 209 校であった。

回答は、各校の進路指導担当や特別支援教育コーディネーター等のうち、本調査の内容について最も実態を把握している者 1 名に依頼した（ただし、複数名に分かれて実態を把握している場合は、分担記入を可とした）。

（2）福祉・労働機関

発達障害者支援センター97 か所及び、障害者就業・生活支援センター336 か所の計 433 か所を選定（いずれも悉皆）。

註 4-1-1 特別支援学校では、学校が対象とする障害種にかかわらず、発達障害等のある生徒が在籍する可能性があること、特別支援学校のセンター的機能を考えた場合、学校が対象とする障害種によらず、近隣の学校に、発達障害等のある生徒に対する支援が要請される可能性があることから、全特別支援学校を対象とした。

註 4-1-2 予備的インタビュー調査では、高等学校と障害者就業・生活支援センターとの連携は確認されなかったが、障害者職業総合センター（2017）の調査では、高等学校から発達障害者支援センターの利用に至る流れのほか、障害者就業・生活支援センターの利用に至る流れもあることが示されている。なお、予備的インタビュー調査で高等学校との連携が確認されたハローワークは特に職業紹介を主としていること、また、地域の障害者職業センターは都道府県レベルでの職業リハビリテーションの中核機関の位置付けを持つことから、身近な地域で就労支援を担う主たる機関として、障害者就業・生活支援センターを対象とし調査を行うことが適当であると考えた。

回答は、各機関において、就労支援業務を担当する職員のうち本調査の内容について最も実態を把握している者1名に依頼した。

3. 調査方法

令和4（2022）年1月に郵送により、依頼文及び返信用封筒を含めた調査票一式を調査対象となる特別支援学校及び福祉・労働機関に送付した。うち、特別支援学校については、事前に対象校を所管する都道府県及び政令市教育委員会に書面にて調査の実施を周知した。調査票の回収は、郵送またはメール送信により、令和4（2022）年1月から3月にかけて行った。

4. 調査内容

おもな調査内容は、表4-1-1の通り（詳細は巻末の資料6「連携先調査 調査票」参照）。特別支援学校と福祉・労働機関それぞれの状況を鑑み、独自項目を設定したほか、両者の状況の比較が可能となるよう、共通項目を設定した。

表4-1-1 おもな調査内容

視点	内容
回答校・センターの属性	<ul style="list-style-type: none"> <特別支援学校> ・本校・分校等の別、設置学部、学校が対象とする障害種 等 <福祉・労働機関> ・設置主体、運営主体、障害のある利用者の状況 等
高等学校への支援の状況	<ul style="list-style-type: none"> <特別支援学校・福祉・労働機関共通> ・高等学校からの支援の依頼状況〈選択式〉 ・対応可能な支援と対応実績のある支援〈選択式〉 *特別支援学校と福祉・労働機関による高等学校への支援状況の把握のほか、両者の役割分担について検討するため、特別支援学校及び福祉・労働機関が対応可能と考えられる支援を、「支援対象」「支援内容」「支援方法」の視点から共通項目として設定することとした。 *各支援の項目は、本研究チームにおいて、特別支援学校及び福祉・労働機関の調査を担当する2名の研究員が協議し作成した。特別支援学校のセンター的機能については、「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」（文部科学省，2019a）及び、「特別支援教育を推進するための制度の在り方について（答申）」（文部科学省，2005）の記述を参考としたが、福祉・労働機関の支援機能との間に齟齬が生じることがないように留意して作成した。 *「支援内容」については、進路指導に直結する内容のみならず、障害の理解・啓発等、進路指導を支える上で重要となる基本的な内容も含めた。その結果、26項目が作成された。 ・高等学校との連携に係る好事例と困難事例〈自由記述〉等

視点	内容
高等学校への支援の展望	<特別支援学校・福祉・労働機関共通> ・対応可能な支援と対応が難しい支援〈自由記述〉等

なお、特別支援学校調査では、特別支援学校での進路指導やセンター的機能に関して実践的知識を有する教員2名及び、特別支援学校調査の経験を持つ研究職経験者1名に、福祉・労働機関調査では、就労支援について実践的知識を有する者2名及び、福祉・労働機関調査の経験を持つ研究職1名への照会を行い、調査内容の妥当性について確認を行った。

5. 倫理的配慮

調査の実施方法について、事前にインフォームド・コンセントの手続き、個人情報の取り扱い、データの管理の方法等に関して、所属機関倫理委員会による審議を受け、承認を得た。また、調査対象機関の所属長及び調査対象者に対しては、書面にて調査の趣旨と目的、参加と撤回の自由、守秘義務等の倫理的配慮事項を伝え、研究協力に同意した場合に、調査票に記入するよう依頼した。これにより、調査票の返送（または返信）をもって、調査への同意を得たものと見なした。

Ⅱ. 結果と考察

1. 特別支援学校

回収率 54.3%

※回収数は 551 件、うち、有効回答数は 549 件。分析ごとに有効回答数は異なる。

(1) 回答校の属性

回答校が対象としている障害種の中で最も多かったのは「知的障害」であり 72.7%、次いで「肢体不自由」が 31.5%、「病弱・虚弱」が 13.2%と続いていた（図 4-2-1）。

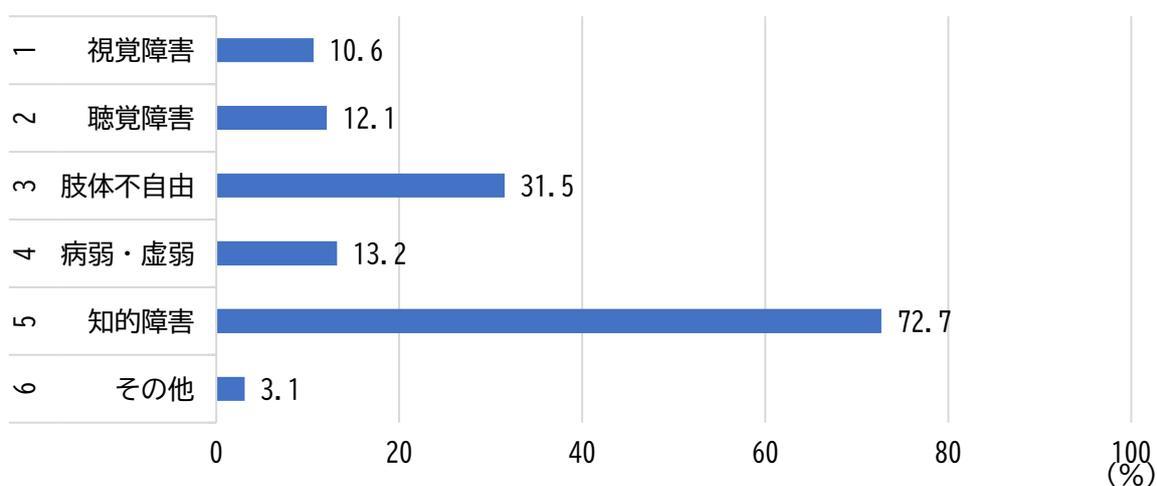


図 4-2-1 学校が対象とする障害種 (n=546) 複数回答

回答校における発達障害の診断・判定や特性のある生徒の在籍状況は、「在籍している」が 91.2%、「在籍していない」が 8.8%であった（図 4-2-2）。

特別支援学校は、自校に在籍する発達障害等のある生徒とのかかわりを通し、高等学校へのセンター的機能を担う上で重要となる、発達障害等のある生徒の障害特性の理解を一定程度得ていることが想定される。

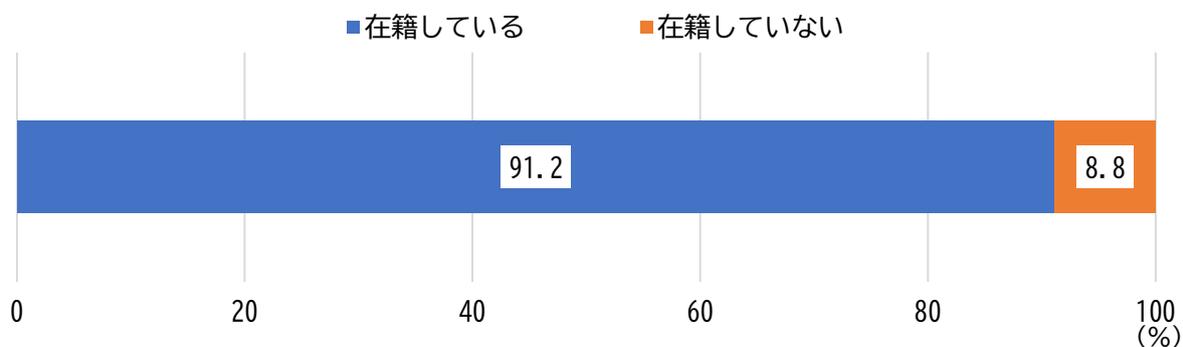


図 4-2-2 発達障害のある生徒の在籍状況 (n=543)

回答校に在籍している生徒の発達障害の種別として最も多かったのは「ASD」であり 89.4%、次いで「ADHD」が 88.4%、「LD」が 44.9%と続いていた（図 4-2-3）。

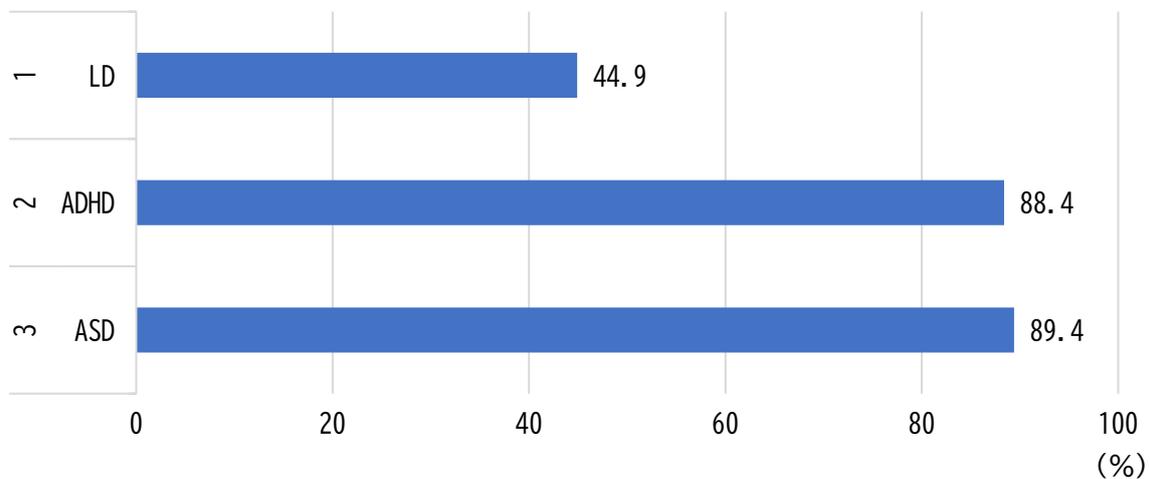


図 4-2-3 在籍している生徒の発達障害の種別 (n=490)
複数回答 (*各障害特性の生徒が1名以上在籍する場合に「有」と回答)

回答校に、生徒の「発達障害の診断・判定、障害者手帳の取得、障害への気づきの状況」をたずねたところ、最も多かったのは「診断・判定あり/手帳あり」であり 90.0%、次いで「診断・判定あり/手帳なし」が 34.1%、「診断・判定なし/本人の障害特性への気づきなし」が 26.2%と続いていた（図 4-2-4）。

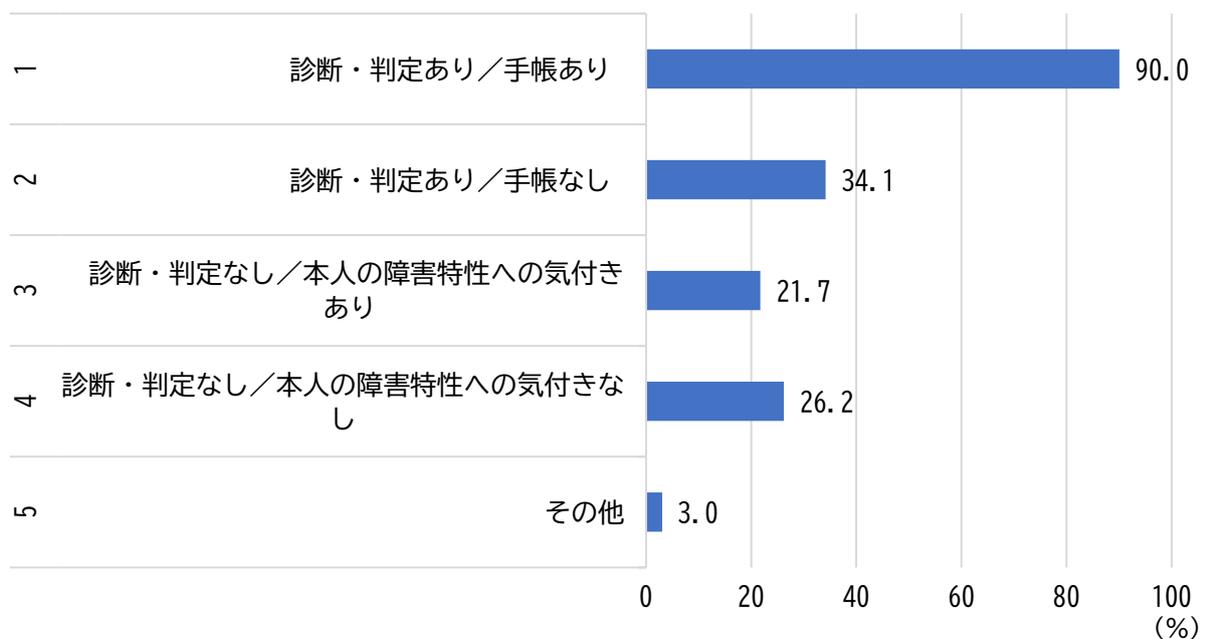


図 4-2-4 発達障害の診断・判定、障害者手帳の取得、障害への気づきの状況 (n=492) 複数回答 (*各状態像の生徒が1名以上在籍する場合に「有」と回答)

(2) 高等学校への支援状況

①高等学校からの支援の依頼状況（令和元〔2019〕年度から約3年間）

回答校における高等学校からの相談や支援の依頼の有無は、「依頼を受けた」が60.2%、「依頼を受けていない」が39.8%であった（図4-2-5）。

本調査では、高等学校からの依頼を受けたと回答した特別支援学校の割合が高かった。高等学校への支援について関心の高い、または支援実績のある学校が調査協力した可能性は否定できないものの、我が国において、少なくない特別支援学校が高等学校からの依頼を受けている状況があることがうかがえる。

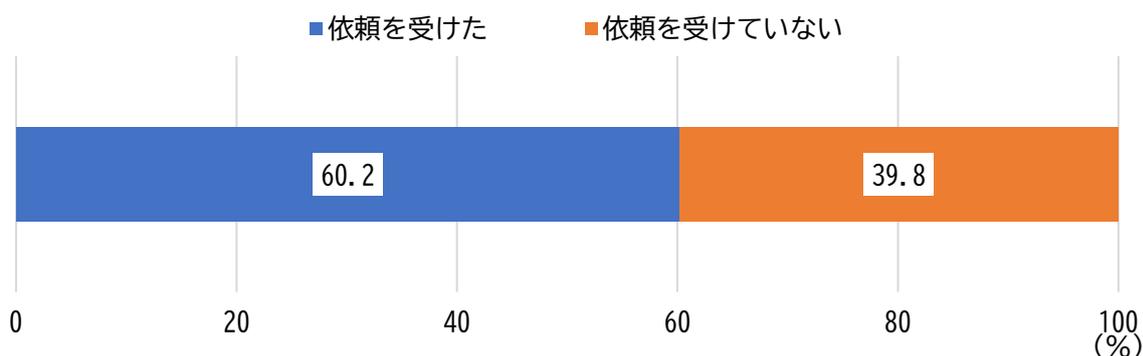


図4-2-5 高等学校からの相談や支援の依頼の有無（n=545）

高等学校から相談や支援の依頼を受けた障害種として最も多かったのは「発達障害」であり72.3%、次いで「知的障害」が49.5%、「精神障害」が25.9%と続いていた（図4-2-6）。

想定通り、「発達障害」が突出して多い結果となったが、「知的障害」や「精神障害」等についてもニーズがうかがえ、高等学校には多様な障害特性のある生徒が在籍していることが示唆される。

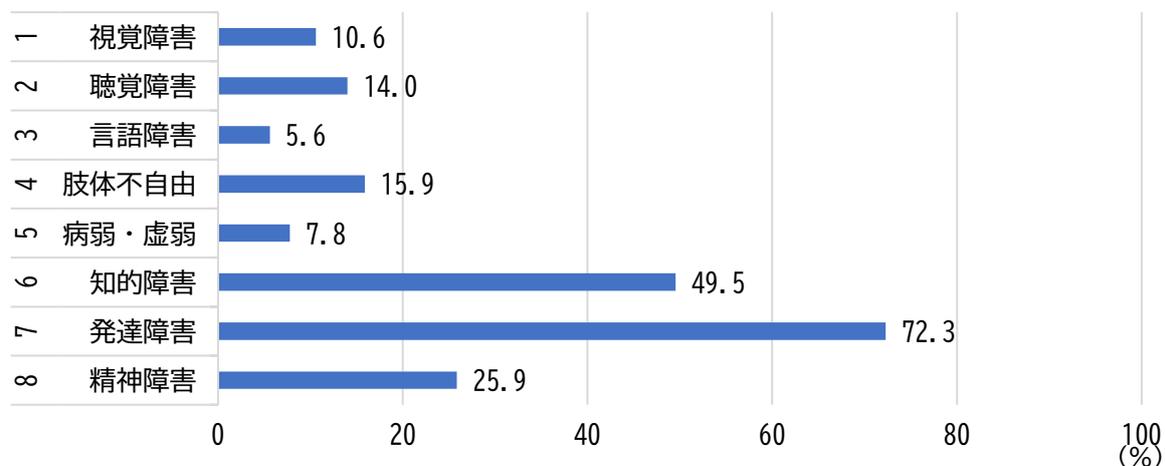


図4-2-6 高等学校から相談や支援の依頼を受けた障害種（n=321）
複数回答（*各障害について1名以上依頼があった場合に「有」と回答）

高等学校から相談や支援の依頼を受けた障害種のうち、相談や支援への対応が困難であった障害種として最も多かったのは「精神障害」であり 8.1%、次いで「発達障害」が 6.5%、「知的障害」が 4.0%と続いていた（図 4-2-7）。

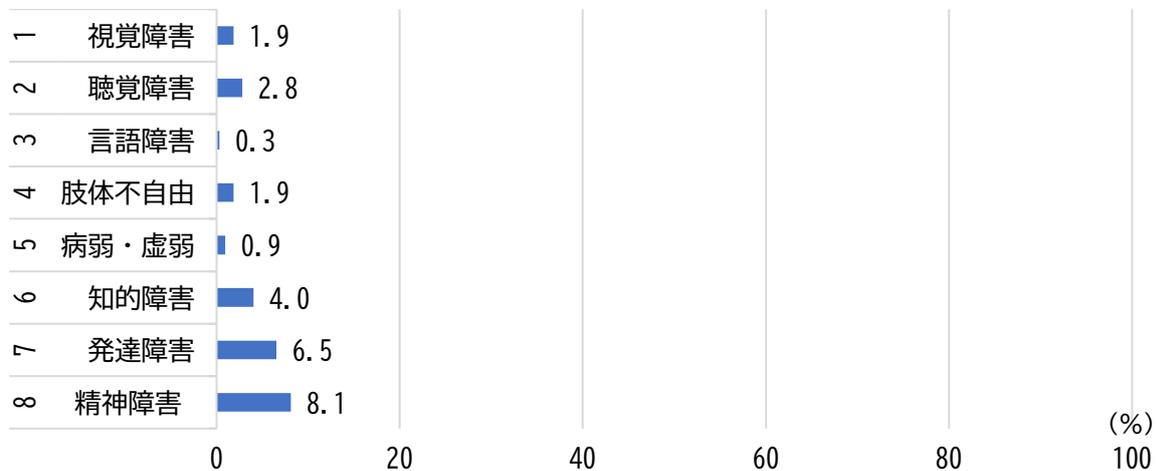


図 4-2-7 相談や支援への対応が困難であった障害種 (n=321) 複数回答

②対応可能な支援と対応実績のある支援

以下は、特別支援学校が高等学校から相談や依頼を受けた障害種の中から任意の障害種を1つ選定し回答した結果である。本報告書では、発達障害のある生徒について報告する。

対応可能な支援対象として最も多かったのは「学校・教員」であり 95.9%、次いで「保護者」が 64.2%、「生徒（本人）」が 62.2%であった。

対応実績のある支援対象として最も多かったのは「学校・教員」であり 95.3%、次いで「生徒（本人）」が 41.9%、「保護者」が 36.5%であった（図 4-2-8）。

武居・山中（2009）の調査では、高等学校から教員、保護者、生徒への支援ニーズが確認されていたが、教員を除き、対応実績が蓄積されていない状況がうかがえる。

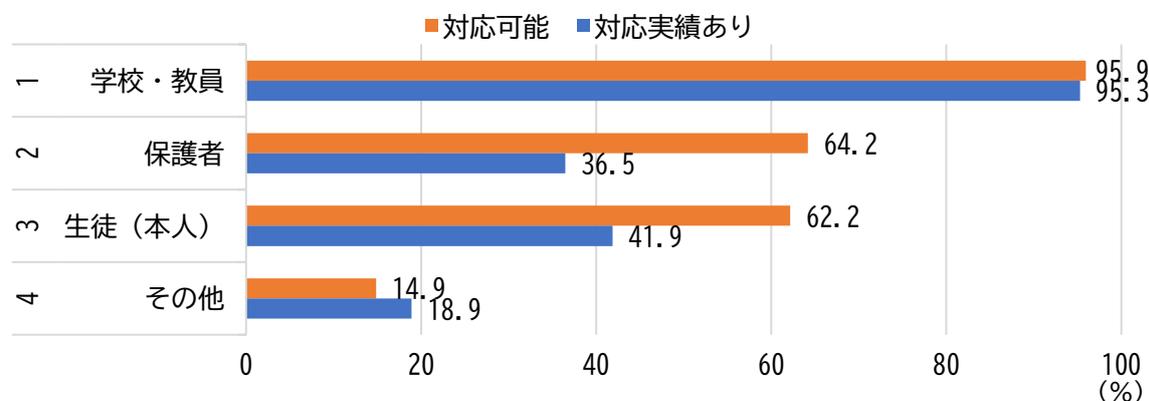


図 4-2-8 対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象 (n=148) 複数回答

対応可能な支援内容として最も多かったのは「障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること」であり91.3%、次いで「障害の理解・啓発に関すること」「学習上、生活上の困難の把握に関すること」がそれぞれ90.6%、「障害特性に配慮した授業づくりに関すること」が88.6%、「個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関すること」が87.9%、「就労支援を行う機関の利用に関すること」が84.6%と続いていた。

対応実績のある支援内容として最も多かったのは「障害特性に配慮した個別の指導・支援に関すること」であり78.5%、次いで「学習上、生活上の困難の把握に関すること」が73.8%、「障害の理解・啓発に関すること」が72.5%、「障害特性に配慮した授業づくりに関すること」が71.1%、「個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関すること」が49.0%と続いていた（図4-2-9）。

特筆すべきは、7割以上の特別支援学校が対応可能であると回答した内容が17項目あったことである。またそれらの項目の内容は、多岐にわたっており、高等学校は様々な支援等を受けられる可能性が示唆された。特に多く回答されていたのが、障害特性の理解や把握、これに基づく指導・支援や授業づくり、個別の諸計画の作成等、特別支援学校が長年蓄積してきたノウハウに関する内容であった。

特別支援学校のノウハウに関しては、いくつかの先行研究で報告されている。例えば、国立特別支援教育総合研究所（2011）は、特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱）への調査を通し、進路指導の内容として以下を報告している。

<日常・社会生活の事項>

「金銭管理」「生活リズム」「食生活」「余暇地域生活に関する学習」「卒業後の生活マナー講習会」「交通機関の利用」「SST」「身だしなみ」「公共交通機関の利用」「金銭管理」「男女の接し方」「通勤経路」「電話のかけ方」「交通ルール」「一般常識」等

<福祉制度に関する事項>

「手帳と福祉制度」「区役所福祉課訪問」等

<進学・就労に向けた実際的な指導事項>

「ハローワークや施設等の見学」「進路講話」「先輩の話を聴く会」「ビジネスマナー」「面接の受け方」「履歴書の書き方」「小論文指導」「願書の記入と手続き」「接客」「現場学習の事前・事後学習」「校内実習」「福祉体験学習」「資格取得」等

<その他>

「自己理解」「働くことの意義」等

また、国立特別支援教育総合研究所（2012）は、特別支援学校（知的障害）への調査を通し、軽度の知的障害のある生徒に指導すべき内容として明らかとなった「対人コミュニケーション能力」「社会生活のルール」「基本的な生活習慣」「職業能力の育成」に関する具体的指導内容として以下を報告している。このように、多様な生徒に深く関わってきた特別支援学校は、指導・支援に関し様々なノウハウを持っていることがうかがえる。

<対人コミュニケーション能力>

「自分の気持ちや考えを言葉で相手に伝える」「敬語の使い方、挨拶」「相手の話を聞く」「場や相手に応じた言葉遣いや挨拶をする」「挨拶、返事、報告、質問、相談をする」

<社会生活のルール>

「時計やタイムカードを使って時間を守る」「公共施設、交通機関の利用の仕方やマナー」「携帯電話の使い方やマナー」「場に応じた服装、身だしなみ」「挨拶、報告、連絡をする」「自分の役割を果たす」

<基本的な生活習慣>

「ロッカーや机など身の回りを整理する」「自分の持ち物を管理する」「身だしなみを整える」「清潔な身だしなみ」「時間を守る」

<職業能力の育成>

「品質の高い製品を作る」「報告、連絡、相談、挨拶、返事をする」「指示を意識し、集中して正確に作業する」「アドバイスを聞く」「正しく道具を使って、安全に作業する」

さらに、特別支援学校のセンター的機能の役割の1つとして、「福祉、医療、労働などの関係機関等との連絡・調整機能」があるが（文部科学省，2005）、特別支援学校では、自校の生徒に対する指導・支援を通じ、地域の関係機関との連携体制を構築していることが報告されている。例えば、国立特別支援教育総合研究所（2011）は、特別支援学校（視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・知的障害・病弱）が連携している関係機関について調査し、「ハローワーク」や「障害者就業・生活支援センター」との連携が約8割以上行われていたことを報告している。また、本調査でも、特別支援学校と様々な関係機関との連携状況が確認された（詳細は別冊の「資料集」）。このように、今後、特別支援学校が構築してきたネットワークを活用して、高等学校を支援していくことも望まれる。

一方、本調査から、特別支援学校が対応可能と考えている内容に対し、高等学校からの依頼は途上段階であることが把握された。今後は、特別支援学校のセンター的機能の発揮に向けて、各特別支援学校が担いする役割を地域で共有していくことが望まれる。

なお、キャリア・パスポート（文部科学省，2019b）については、対応可能との回答が下から三番目に低い結果となっていた。本調査では、特別支援学校において、キャリア・パスポートを作成しているのは43.4%であり、そのうち進路指導に活かしている学校は28.0%と少なかったことが確認され（詳細は別冊の「資料集」）、こうした背景が影響していることが考えられる。通常の学級に在籍する障害のある児童生徒のキャリア・パスポートの活用にあたっては、「障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じて指導する」ことが求められているとともに、将来の進路について幅の広い選択の可能性があることから、「指導者が障害者雇用を含めた障害のある人の就労について理解するとともに、必要に応じて、労働部局や福祉部局と連携して取り組むこと」が求められている。他方、特別支援学校等に在籍する児童生徒については、「障害の状態や特性等により、児童生徒自らが活動を記録することが困難な場合などにおいては、「キャリア・パスポート」の目的に迫る観点から、児童生徒の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等に応じた取組や適切な内容を個別の教育支援計画や個別の指導計画に記載することをもって「キャリア・パスポート」の活用にあてはめることも可能」とされている状況もある。今後、特別支援学校におけるキャリア・パスポートに関する指導ノウハウの蓄積も望まれる。

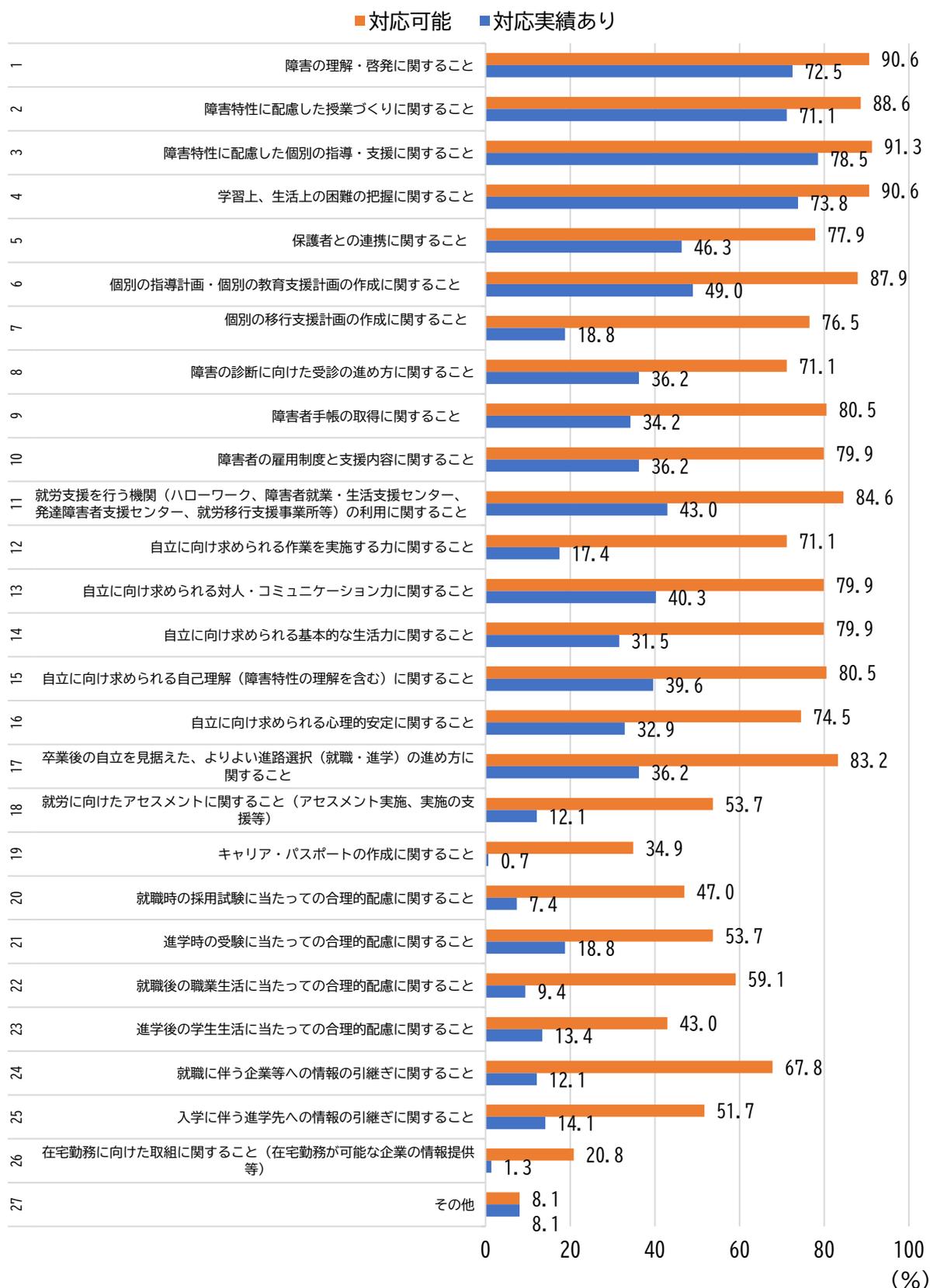


図 4 - 2 - 9 対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容 (n=149) 複数回答

回答校が対応可能な支援方法として最も多かったのは「対象校への訪問による支援」であり 91.2%、次いで「ケース会議への参加」が 86.5%、「対象校からの来校による支援」が 83.8%と続いていた。

対応実績のある支援方法として最も多かったのは「対象校への訪問による支援」であり 77.7%、次いで「研修の実施（研修講師）」が 56.1%、「ケース会議への参加」が 49.3%と続いていた（図 4-2-10）。

特別支援学校では、同行支援を除き、様々な方法で高等学校の支援を行うことが可能であると考えていることがうかがえる。また、対象校への訪問による支援は支援実績も確認され、高等学校との連携が進んでいる状況もうかがえる。

なお、「その他」には、電話による支援が回答されていたことを述べておく。

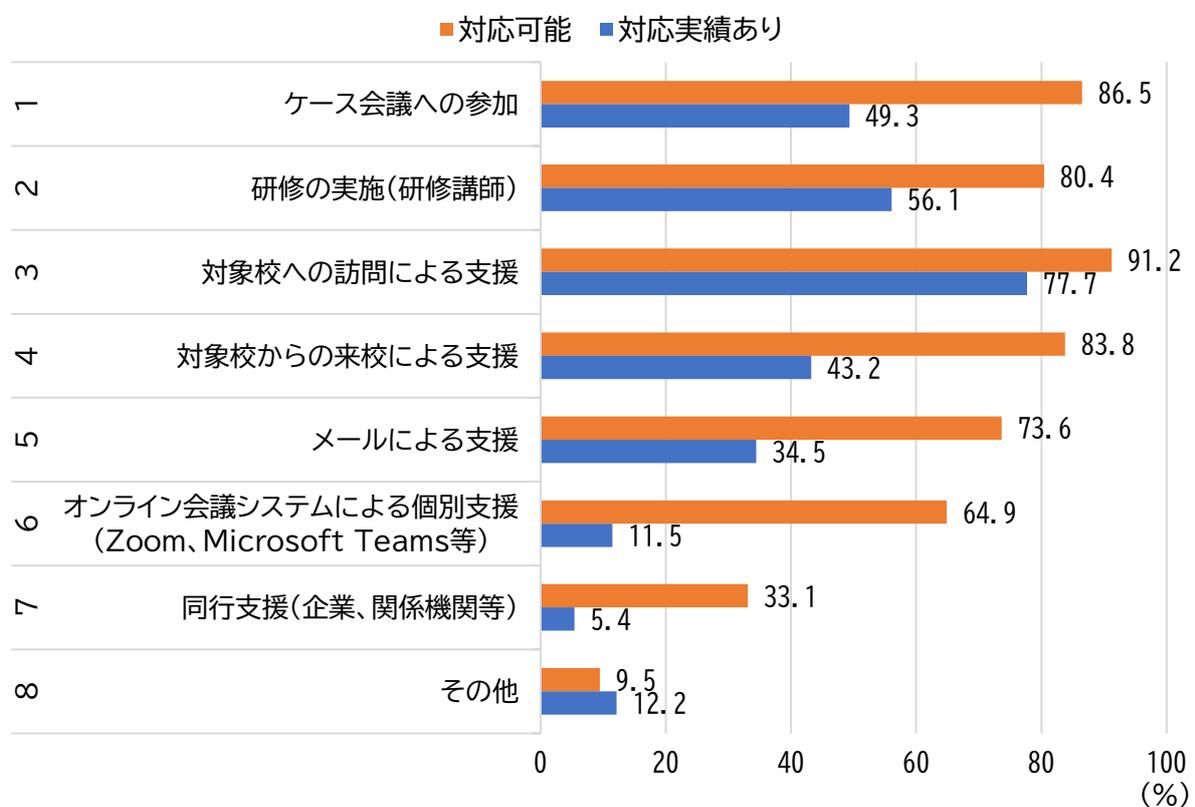


図 4-2-10 対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法 (n=148) 複数回答

③高等学校との連携に係る好事例と困難事例

特別支援学校と高等学校との連携がうまく進んだ好事例と、うまく進まなかった困難事例を自由記述でたずね、記述内容を分類した。結果、高等学校への支援の好事例としては、「学校の支援体制の整備」のほか、教員への助言・情報提供として「障害に対する理解の促進」や「研修やセミナーの実施」、特別支援学校との協働での「生徒への支援」などの内容が挙げられていた（表4-2-1）。一方、困難事例としては、「学校の支援体制の未整備」のほか、「保護者の障害に対する理解の不足」「生徒の障害に対する理解の不足」「学校の障害に対する理解の不足」などの内容が挙げられていた（表4-2-2）。

高等学校においては、一定程度の支援体制の構築と教員の理解が好事例につながる要因であり、また、これが不足している場合、困難事例につながる要因となることがうかがえる。他方、保護者や本人の理解の状況によっては困難事例につながることもあり、保護者及び本人への段階的な支援の重要性が見出される。

表4-2-1 支援がうまく進んだ「好事例」(n=73)

* 括弧内は学校が対象とする障害種

カテゴリ	定義	記載例	件数
学校の支援体制の整備	生徒への適切な支援に向けた、教職員間での情報共有や校内の支援体制の整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●職員同士の協力体制が整っているとケースの情報共有だけではなく、共通理解のもと、生徒への支援方法を共に考えて役割分担ができる。【特別支援学校(知的障害)】 ●管理職が熱心で、コーディネーターまたは、学年主任にやる気がある場合は、大抵成果をあげることができる。【特別支援学校(知的障害)】 ●幼小中高の学校間連携により本人の障害特性等をふまえた体制整備により円滑に学校生活を送ることができている。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 	30
教員への助言・情報提供／障害に対する理解の促進	障害に対する理解や、障害特性を踏まえた支援方法等についての助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●職業学科のある高等学校に対し、要望があった生徒に対する指導法、特性などの説明を学科全員の先生に集まっていたいただき行った。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害のある生徒に対して昔ながらの生徒指導をしている高等学校があった。自分の行動を1日かけて振り返ったり反省させたりするよりも、ソーシャルスキルトレーニングをしてはどうかと助言した。その結果、生徒指導の行い方を改善していくきっかけとなった。【特別支援学校(知的障害)】 ●教員研修の講師としての支援を行った。打ち合わせを丁寧に行ったことで、ニーズに合った話の内容となり、先生方の理解と気づきへのアプローチに繋がった。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	21
教員への助言・情報提供／研修やセミナーの実施	障害理解や福祉サービス、障害者雇用等の研修やセミナーを通じた、助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●校内の支援体制づくりに課題がある高等学校に対し、校内研修を通じて支援を行い、校内で連携するきっかけをつくることできた。【特別支援学校(知的障害)】 ●診断(発達障害)の出た生徒に関する相談を受け、高等学校での校内研修、ケース会議をたびたび持つことで、生徒自身や教員(支援者)の障害特性理解につながった。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・ 	14

カテゴリ	定義	記載例	件数
		<p>【虚弱・知的障害】】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●学習や行動につまずきのある生徒の指導支援について、研修支援を行った高等学校において、生徒の障害と特性について理解を深めたり、テスト問題と解答のさせ方について改善がみられたりといった成果がみられた。【特別支援学校(知的障害)】 	
教員への助言・情報提供／ケース会議への参加	ケース会議への参加を通じた、生徒の指導・支援についての助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●在学中から継続的にケース会議に参加し、助言等を行う。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達に障害があると思われる生徒に対する理解と対応についてケース会議を行い、それを受けて担当者間で共通理解ができた。【特別支援学校(知的障害)】 ●年度初めに合理的配慮に関する研修、ケース会議への参加、毎月の資料提供等、高校職員への啓発と資質向上を継続的にを行い、少しずつ理解が広がっている。【特別支援学校(知的障害)】 	13
教員への助言・情報提供／就労に向けた支援	障害者就労についての助言や情報提供、企業見学や職場実習等に向けた助言や情報提供等、就労に向けた支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●福祉就労についての情報が高等学校にはないので、もらえないかという相談に対し、求人票など学校で持っている情報について伝えた。【特別支援学校(肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 ●普通高に通う発達障害の診断を受けた生徒(手帳はなし)に対し、就職までの手続きや保護者、企業に対して障害者雇用について理解・啓発を図ったところ、就職に結びつき、障害者就業・生活支援センターへ支援を引き継ぐことできた。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●定時制に対し、就労支援を行った。市の相談員との面談、保護者懇談、生徒への事前学習と就労体験などを行うことで生徒は見通しを持って学校生活を送ることができた。【特別支援学校(肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 	12
教員への助言・情報提供／高等学校での合理的配慮の提供に向けた支援	学校での定期試験や課題提出時の合理的配慮に向けた助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●定時制の高等学校における生徒に対して定期テストの問題用紙や解答用紙の様式(フォント・行間の幅、文字枠の大きさ、ルビなど)の支援を行った。【特別支援学校(聴覚障害・知的障害)】 ●ADHDの特徴のある高等学校生徒に対し、提出物を期限内に出せるよう、メモの活用と提出期限をカウントダウン方式で伝えるようにアドバイスをしたところ、生徒と教師が一緒に取り組み改善がみられた。【特別支援学校(知的障害)】 ●課題の提出が滞りがちな生徒(のいる高等学校)に対して、教科毎の内容、提出期限を記載した一覧表を作成するなどの具体的な支援策を提示したところ、改善が見られた。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	10
教員への助言・情報提供／障害特性に配慮した授業づくり	障害特性に配慮した授業づくりに向けた助言や情報提供等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害等、特性のある生徒の在籍する高等学校に対し、通級指導の授業内容(自立活動)について、一緒に検討している生徒の実態に応じて、必要な授業内容やユニバーサルデザインに基づいた授業づくりについて、相談に応じたり、一緒に考えたりすることで、授業改善が行われ、生徒にわかりやすい授業が行われるようになってきている。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害の診断を受けている生徒や家庭状況が厳しい生徒が多い高等学校に対し、全学年の生徒の授業観察等を行い、学習上、生活上の困難の把握に関すること、障害特性に配慮した指導・支援に関すること等を全教職員研修の場で、伝えたところ、授業改善や生徒支援への変容がみられた。【特別支援学校(知的障害)】 	9

カテゴリ	定義	記載例	件数
		●授業の発問の仕方や板書方法など具体的に提示したことで、授業に生かす場面が見られるようになってきた。【特別支援学校(知的障害)】	
教員への助言・情報提供／支援方法等	生徒の支援に向けた具体的な支援方法や支援先等の助言や情報提供に関すること	●授業妨害等の問題行動のある生徒について、高等学校から相談を受けた。①本人についての情報整理と特性の理解の共有 ②その生徒への対応法の検討 ③その生徒の自己理解や感情コントロールについて、どのようなすすめ方をすればよいかの提案と参考資料(ワークブック・参考図書等)の提供を行った。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●不登校の生徒への支援先の紹介をし、その支援先とつながった。【特別支援学校(知的障害)】 ●知的に遅れや、LD 傾向のある生徒についてコーディネーターからの相談に対し、いくつかの具体的な支援例をあげたところ、「やってみます」という返答があった。【特別支援学校(知的障害)】	8
教員への助言・情報提供／個別の指導計画・個別の教育支援計画等の作成に向けた支援	個別の指導計画や個別の教育支援計画の作成時に向けた助言や相談に関すること	●通級による指導の実施校で、対象となる生徒の個別の指導計画の作成において、実施校担当者と一緒に検討しながら作成することができた。【特別支援学校(知的障害)】 ●全日制普通科の高等学校に対し、対象生徒について個別の教育支援計画作成の助言や指導で使ってもらえそうな取組例(体のケア、身だしなみ)を紹介した。担任の先生から「教育支援計画作れそうです」「この取組例は明日から使ってみます」などの言葉が聞かれた。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 ●発達障害の生徒が多く在籍する高校に対し、資料をもとに合理的配慮の考え方を説明したところ、徐々に理解が進み、個別の教育支援計画に生かすことができるようになってきた。【特別支援学校(知的障害)】	7
教員への助言・情報提供／進学に伴う合理的配慮の申し出に向けた支援	入試時や進学後の合理的配慮の申し出に向けた助言や情報提供に関すること	●発達障害のある生徒が大学受験をする際の留意事項について相談を受けた。大学のパンフレットに合理的配慮を申し出る期間が掲載されており、生徒の実態から考えられる配慮事項を提案し、高等学校内で検討することとなった。【特別支援学校(知的障害)】 ●進学先と合理的配慮、本人支援についての方法を検討できるよう、手順を助言した。結果、スムーズに進学できた。【特別支援学校(知的障害)】 ●LD の生徒が入学した高等学校に対して各教科の具体的な支援方法(ルビ打ち、チェック解答等)の助言を行ったところ、各教科担当が支援を行い、共通テストでの配慮につながり、大学に進学した。【特別支援学校(知的障害)】	7
教員への助言・情報提供／アセスメントの相談・実施	心理評価や職業評価等のアセスメントについての相談や、アセスメントに基づく助言や情報提供に関すること	●発達障害のある生徒に対して、発達検査を実施し、その結果を支援に活かしたことにより、生徒の意欲と職員の支援が向上した。【特別支援学校(知的障害)】 ●LD の特徴のある生徒について検査の実施、担当教員の情報共有、医療への相談、診断の流れを経て支援計画に、合理的配慮を明記し、進めることができた。【特別支援学校(知的障害)】 ●場面緘黙傾向の生徒に対し、学校・保護者から相談があり、心理検査や集団場面での適応についてアセスメントし、支援方法を検討したところ集団適応が改善した。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】	6

カテゴリ	定義	記載例	件数
生徒への支援／特別支援学校との協働支援	生徒に対する、高等学校と特別支援学校が協働した指導・支援に関すること(直接的支援ほか、間接的な支援を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の生徒の相談をうける際、発達障害の生徒の相談をうける機会の多い学校の相談担当者と一緒に相談にあたった。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●自立活動(通級として)の指導を年間を通して実施。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害の生徒が在籍する高等学校へ出向き、その生徒の登校時の支援を行った。【特別支援学校(知的障害)】 	17
生徒への支援／自己理解(特性・適性)を促す指導・支援	生徒の障害の特性や適性等の理解を促す指導・支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●学校、保護者へのフィードバック以外にも、本人への検査返しを行ったところ、自己理解が進んだように思われる。【特別支援学校(知的障害)】 ●ASDの特徴のある普通高校(進学校)の生徒に対し、アセスメントを行い、本人の強み、弱みなど自己理解を促して学習に生かせる支援を行った。【特別支援学校(知的障害)】 ●高校を担当しているスクールカウンセラーからの紹介で、本人、保護者相談に結びついたケースでは自己理解につながった。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 	10
連携による支援／保護者との連携	生徒の支援に向けた保護者の理解や、保護者との情報共有等の連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●「生徒、保護者と直接面接してください」と頼まれ、初めは戸惑ったが担任や養護教諭から感謝されました。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害のある生徒の支援について、その保護者、担任、巡回相談員で、高校に入学してから3年間毎月定期的に面談を行い、日々の支援、本人への告知、就職支援等をきめ細やかに行うことができた。【特別支援学校(知的障害)】 ●定時制の高等学校に対し、生徒の状態は「わがまま」ではなく、辛い思いをしていると思われることを具体的に伝えたところ、学校は生徒の気持ちに寄り添い、保護者と協力して登校や学習方法等、本人が納得して活動できるように考える場を持っていた。【特別支援学校(知的障害)】 	9
連携による支援／関係機関との連携	就労支援機関等の関係機関との連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●高校を退学するにあたり福祉との連携が必要な生徒の相談において、地域の基幹支援センターとつなぐ支援をしたところ、それ以降、高校と基幹支援センターが連絡を取り合うようになった。【特別支援学校(知的障害)】 ●関係機関との早めの連携でスムーズに移行することができた。【特別支援学校(知的障害)】 	8

*1つの自由記述回答に複数の内容が含まれる場合は、内容別に着目しそれぞれ1データとした。

*より高次のカテゴリに分類できると考えた場合は、カテゴリ名の前に、大カテゴリ名をスラッシュで区切り付す形とした(例:大カテゴリ名/カテゴリ名)。

表4-2-2 支援がうまく進まなかった「困難事例」(n=55)

* 括弧内は学校が対象とする障害種

カテゴリ	定義	記載例	件数
支援環境の課題／学校の支援体制の未整備	学校で支援体制が整備されていないことで生じる課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校の特別支援教育担当者に相談支援を行ったが、校内での支援体制が構築されておらず、担当者だけでは解決できず、事態の好転が難しかった。【知的障害】 ●不登校傾向の生徒に面談等の直接的な支援を行ったが、担任、学年主任、特別支援教育コーディネーターの共通理解がはかられず、有効な支援にならなかった。【特別支援学校(肢体不自由・病弱・虚弱)】 ●書字・読字障害のある生徒への支援内容を高等学校内で共有し、実施することを提案したが、全校で対応することは難しかった。【特別支援学校(知的障害)】 	26
支援環境の課題／人的・物理的・システムの制約	学校の人員体制や場所、教育システムから生じる課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●本人の気持ちの整理を行う上でスクールカウンセラーの活用を学校に対してすすめたが、その学校にはスクールカウンセラーがいなかった。【特別支援学校(聴覚障害・知的障害)】 ●高校から福祉就労を希望する生徒についての相談があり、福祉就労の流れ等をお伝えしたが、遠方の学校のため連携が難しく動き出しが遅くなった。【特別支援学校(知的障害)】 ●単位の取得が難しいなど、実際にサポートできる範囲をこえているケースには難しさを感じる。【特別支援学校(知的障害)】 	3
支援環境の課題／個別対応の困難さ	学校での個別対応の困難さから生じる課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害があり人とうまくかかわれない生徒についての相談があり、具体的なかかわり方や環境についての助言をしたが、一人のためにできない等の理由で支援につなげることは難しかった。【特別支援学校(知的障害)】 ●提出物が出せないことが最も大きな課題であるとの訴えで、そのためのスキルについての指導(誰に、いつ何を提出するかを本人と話し合い、一つ一つリストアップする、表にして見やすくする等)の提案をしたところ、個別の対応は難しいと言われ、連携が難しかった。【特別支援学校(知的障害)】 	3
支援環境の課題／教育課程や教育方針との不一致	生徒の特性と学校の教育課程や教育方針との不一致から生じる課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●ASDの生徒で、学力はあるがコミュニケーション面での課題が多く、周囲の生徒とのトラブルが多かった。また、基本的な生活能力や作業能力面でも課題が多く、一般高校の教育課程では対応しきれないところがあった。福祉機関、医療との連携も図ったが、本人、保護者の困り感も大きくなり、本人に合った通信制の高校に転校した。【特別支援学校(知的障害)】 ●職業科の高等学校の場合、一人の生徒に対し関係する教師が多く、担任が支援しても、他の教師の理解を得ることが難しく、結果、不登校になってしまった。【特別支援学校(知的障害)】 ●自閉スペクトラム症の特性を有する生徒が高等学校生活において、不適応傾向にあった。その生徒の行動をどのように捉えて支援をしていくかについて、協議を行ったが、他の生徒との公平性や単位取得の関係から、個別の支援構築という点で難しかった。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 	4
障害理解／保護者の障害に対する理解の不足	保護者の障害特性に対する理解や知識の不足から生じ	<ul style="list-style-type: none"> ●担任のニーズの中に「保護者と協力体制をつくりたい」ということがあったが、保護者の考えと学校での取組(取り組んでいけること)の間に隔たりがあり、対応が難しかった。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 	13

カテゴリ	定義	記載例	件数
	る課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒ではなく、生徒を取り巻く保護者自身や生徒以外の家族に困難さがある場合の対応は難しかった。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●知能検査を行い、知的な遅れが疑われる水準の結果が得られるなどしても、保護者の理解が進まず、関係機関へつなげられないケースがある。【特別支援学校(知的障害)】 	
障害理解／生徒の障害に対する理解の不足	生徒の自分の障害特性等に対する理解の不足から生じる課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●高3(療育手帳あり)の生徒の進路について相談を受けた。移行支援事業所を紹介し、実習を行ったが、本人と保護者が「障害がある人として、働く」ことに納得できず、つながらなかった。【特別支援学校(知的障害)】 ●地域の福祉事業所から高等学校に在学している生徒の不登校支援に関する相談があった。相談機関として、県で実施している「高校生こころサポートルーム」について情報提供を行ったが、本人・保護者からの相談が難しく進展しなかった。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●生徒に対し高等学校でできる範囲の支援を十分行っている状態で、それ以上の支援をどのように行っていくべきかという相談について、生徒の実態から考えられる医療機関の受診や支援センター、相談事業所等、卒業後の生活を見据えた上で連携が取れそうな機関を提示したが、高等学校から保護者へ説明するものの、本人、保護者の障害受容が進まず、上手く繋げることができなかった。【特別支援学校(知的障害)】 	11
障害理解／教員の障害に対する理解の不足	教員の障害特性に対する理解や知識の不足から生じる課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●義務教育ではない、ということで支援方法を伝えてもそこまでやらなければならないのか疑問という声があった。【特別支援学校(知的障害)】 ●特別な支援が必要な生徒が在籍する高等学校に対し、障害特性や理解について相談支援を行ったが、高等学校の進路の中には大学等への進学を目指す生徒もおり、生徒の実態差が大きいため、教職員の理解が得られたわけではなかった。特別支援の教員に普通高校の何がわかるんだ、という見えない圧力を感じた。【特別支援学校(知的障害)】 ●定時制に対し、通級を行っているが、担任の障害理解という点で連携が難しかった。【特別支援学校(肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 	10
相互連携の不足	高等学校と特別支援学校の意思疎通の困難さや、高等学校の障害に対する理解の不足等から生じる連携の課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●市内の対象校が4校あり、それぞれに支援可能なメニュー等の説明をしたが、2校(私立)との連携ができていない状態である。虐待が疑われる事例があったが、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等との連携が難しかった。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 ●高等学校での通級指導について継続して連携をとっていきかけたが、対象児の検査とカンファレンス終了後は校内で検討していくということで、連携はとれていない。【特別支援学校(知的障害)】 ●授業中不必要な発言をしたり、ルールを守ったりすることが難しい生徒への支援のために、ユニバーサルデザインを取り入れた授業の方法や本人の特性に応じた対応法を具体的に例示しながら説明を行い、実践シートを作成して取り組んでもらうようにした。しかし、担当職員だけが取り組み、チームとしての取り組みに広がらなかったり、本人の特性理解が十分でなかったりしたため連携が難しかった。いろいろなアドバイスをを行っているが、現 	6

カテゴリ	定義	記載例	件数
		場の高等学校の体制整備に時間がかかるなど、なかなか実行に結びつかないことが多く、連携が難しい場合がある。【特別支援学校(病弱・虚弱)】	
学習面の支援の困難さ	授業時の態度や授業内容の理解等、学習面の支援の困難さから生じる課題に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の生徒が在籍している高等学校から、授業中の態度に関する相談があった。授業中は寝ていて、先生の話も聞かない、誰とも話さないといった状況で、保護者との連携も難しく、解決の糸口を探すといったことが難しかった。【特別支援学校(知的障害)】 ●知的な発達の遅れが顕著にみられる中程度の知的障害の診断がある生徒で、明らかに高校の学習内容の修得が難しいケースが増えてきている。学習面での支援に限界を感じる学校が多くみられるようになってきた。【特別支援学校(知的障害)】 ●単位未習得のため、進級が危がまれる生徒(のいる高等学校)への支援。授業中の態度、試験、提出物などについて、守るべきルールを具体的に示すための面談を提案し、実施したが、生徒の意欲喚起には、つながらなかった。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	4
その他	上記の項目に該当しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ●私学の高等学校に対し、相談支援を行った。本人・保護者とのつながりで進路担当の先生にも来校していただく形で行い、継続的に電話連絡をしていたが、二次障害を併発し卒業間近で入院をすることになったため、早期から計画的な相談支援が必要だったと思います。【特別支援学校(肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 ●不登校生徒への対応についての相談案件に対応したが、生徒の登校に対する改善は見られなかった。【特別支援学校(知的障害)】 ●LGBTのケースの相談。生徒の要求について、所属校ではどこまでの対応を可とするか、判断基準の助言を求められたが、本校も知見が乏しく、校内委員会の持ち方など、枠組みの助言しかできなかった。【特別支援学校(知的障害)】 	8

※1つの自由記述回答に複数の内容が含まれる場合は、内容別に着目しそれぞれ1データとした。

※より高次のカテゴリに分類できると考えた場合は、カテゴリ名の前に、大カテゴリ名をスラッシュで区切り付す形とした(例:大カテゴリ名/カテゴリ名)。

(3) 高等学校への支援の展望

高等学校に対し、特別支援学校が対応可能な支援と対応が難しい支援を自由記述でたずね、記述内容を分類した。結果、発達障害等のある生徒に対応可能な支援としては、「研修やセミナーの実施」のほか、教員への助言・情報提供として「障害特性の理解と支援方法」「就労に向けた支援」などの内容が挙げられていた(表4-2-3)。一方、対応が難しい支援としては、「生徒への直接支援」「保護者への直接支援」のほか、学校によっては「進路指導」「発達障害への支援」などの内容も挙げられていた(表4-2-4)。

生徒への直接的な支援ではなく、高等学校へのコンサルテーションが可能と考えられている状況があること、また、学校が持つノウハウにより、対応可能な支援内容に差異があることがうかがえる。

表4-2-3 対応可能な支援 (n=364)

* 括弧内は学校が対象とする障害種

カテゴリ	定義	記載例	件数
教員への助言・情報提供／研修やセミナーの実施	障害理解や福祉サービス、障害者雇用等の研修やセミナーを通じた、助言や情報提供にすること	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の特性についての校内研修。ストラテジーシートを使った行動分析についての研修。個別の教育支援計画や指導計画の作成と活用についての研修。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害に対する特性についての校内研修、また、相談に対応可能である。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●視覚認知の問題については、校内研修や授業参観を行っての助言等は可能である。【特別支援学校(視覚障害)】 	180
教員への助言・情報提供／障害特性の理解と支援方法	障害特性の理解に向けた助言や情報提供、障害特性に基づく支援方法についての助言や情報提供にすること	<ul style="list-style-type: none"> ●具体的な支援方法や、特性の理解については、本校の事例を伝えることが可能。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害の特徴や授業等の工夫についての情報提供。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●障害について、一般的な内容であれば情報提供等は可能である。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 	128
教員への助言・情報提供／就労に向けた支援	障害者就労についての助言や情報提供、企業見学や職場実習等に向けた助言や情報提供等、就労に向けた支援にすること	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者雇用にかかわる情報提供は可能。【特別支援学校(知的障害)】 ●就労支援機関等に関する情報提供。【特別支援学校(知的障害)】 ●障害者雇用や福祉サービス利用についての仕組み、他の就労支援機関との連携については、学校への訪問・研修など対応できることが多いと思う。【特別支援学校(知的障害)】 	67
教員への助言・情報提供／ケース会議の参加	ケース会議への参加を通じた、生徒の指導・支援についての助言や情報提供にすること	<ul style="list-style-type: none"> ●本人にあった医療機関の紹介はケース会議等で情報提供できる。【特別支援学校(知的障害)】 ●将来を見据えた進路選択についてケース会議や相談に参加する。【特別支援学校(知的障害)】 ●ケース会議を通じて、生徒が見せる行動の背景について一緒に考えることは可能である。【特別支援学校(肢体不自由・病弱・虚弱)】 	48
教員への助言・情報提供／巡回相談	巡回相談を通じた、生徒の指導・支援についての助言や情報提供にすること	<ul style="list-style-type: none"> ●本校はセンター校であり、要望があれば、巡回アドバイザーとして高校を訪問している。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害については巡回相談を行うことが可能である。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●巡回して実態把握、必要に応じて支援内容についての検討。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	43
教員への助言・情報提供／障害特性に配慮した授業づくり	障害特性に配慮した授業づくりに向けた助言や情報提供等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●障害の理解・啓発に関する事、障害特性に配慮した授業づくりに関する事については、学校への情報提供という形であれば対応可能である。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 ●ユニバーサルデザインを活用した授業について。【特別支援学校(知的障害)】 ●指導・支援や授業づくりなどの情報提供は可能である。【特別支援学校(知的障害)】 	35
教員への助言・情報提供／福祉サービスについての情報提供	福祉サービスの種類や内容等についての助言や情報提供等に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●障害福祉サービスを進路選択する場合については、卒業後の進路先となる事業所の紹介や障害福祉サービスの説明など、教員・学校への情報提供という形であれば対応可能である。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	32

カテゴリ	定義	記載例	件数
		<ul style="list-style-type: none"> ●福祉サービスを利用した進路実現に関して、高等学校教職員に助言することが可能である。【特別支援学校(知的障害)】 ●福祉サービスの利用に関する情報提供。【特別支援学校(知的障害)】 	
教員への助言・情報提供／授業参観や観察による助言	観察や授業参観を通じた必要な助言や支援方法についての助言に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●教員に生徒の様子を見させていただき、アドバイスすることができると思う。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害については、対象生徒の授業の様子を参観したり、担任や授業担当者に困り感を聞き取ったりして実態を把握し、支援方法を共に考えるという形であれば、対応可能である。【特別支援学校(知的障害)】 ●授業参観を行い、対象生徒の様子や特徴から必要な助言や支援方法についてアドバイスを行った。【特別支援学校(知的障害)】 	31
教員への助言・情報提供／アセスメントの相談・実施	心理評価や職業評価等のアセスメントについての相談や、アセスメントに基づく助言や情報提供に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●授業参観や発達検査の結果を踏まえて学校や家庭において実施できる支援について具体的に伝えている。【特別支援学校(知的障害)】 ●知能検査の結果を分析、解釈し支援の手立てを考えたり、授業参観を通じて得られた観察の結果をもとに、より効果的な学習支援を助言したりすることが可能である。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●知能検査と結果説明。【特別支援学校(知的障害)】 	24
教員への助言・情報提供／卒業後を見据えた指導・支援	進路指導や個別の教育支援計画の引継ぎ等、卒業後を見据えた指導・支援についての助言や情報提供に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●その生徒の特性を伺いつつ、校内支援や進路指導について助言ができる。【特別支援学校(知的障害)】 ●障害特性への配慮や個別の支援計画・個別の教育支援計画作成のアドバイスや、自立に向けて求められる力についてのアドバイスであれば対応可能である。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●関係機関への橋渡しなど、教員への相談に対応できる。【特別支援学校(知的障害)】 	18
教員への助言・情報提供／教材・教具に関する相談	教材・教具についての助言や情報提供に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●教材、教具や資料等の情報提供及び貸し出し。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●教材・教具の紹介や、リーフレット等を使っての情報提供を行うことができる。【特別支援学校(知的障害)】 ●障害に対する自己理解や対応について教材等提供することは可能である。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	10
教員への助言・情報提供／専門職の派遣	作業療法士やカウンセラー等の専門職の派遣による支援に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●研修会の講師として、専門家の派遣。【特別支援学校(知的障害)】 ●ST、PT、OT、心理職といった専門職による支援。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●外部専門家派遣事業を用い、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)、ST(言語聴覚士)、臨床心理士、臨床発達心理士に繋げ、同行し支援を行う。医師、臨床心理士等派遣に繋げ、同行し、支援を行う。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	5
生徒への支援	障害特性の理解を深める支援や対人関係に関する支援等、生徒への支援に関する事(直接的支援ほか、間接的な支援を含む)	<ul style="list-style-type: none"> ●対象校へ来校し、本人を観察した上での本人への直接支援。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●本人相談(自分のことが知りたい、検査をして強み弱みを知りたいなど、本人が望んだ上での相談は良い方向にすすめられた)。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●対象校へ来校し、本人を観察した上での本人への直接支援。内容:人間関係の形成、コミュニケーションの 	50

カテゴリ	定義	記載例	件数
		とり方、障害特性に応じた進路指導など。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】	
保護者への支援	保護者への面談や相談を通じた障害特性や支援方法の説明等、保護者への支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●希望する保護者に対する面談・相談。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 ●LD や ADHD、ASD 等の支援に関しては、学校訪問の受け入れや保護者相談及び担任との話し合いが可能である。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 ●本校への来校相談であれば本人・保護者相談も対応可能である。【特別支援学校(肢体不自由)】 	32
関係機関との連携	医療機関や就労支援機関、他の教育機関等の関係機関と連携した支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●基本的には専門の相談支援機関に相談していただくことが望ましいと思われるが(研修等も同様)たいがいにおいて相談や支援、支援機関へのつなぎ等はできると思います。【特別支援学校(知的障害)】 ●発達障害というだけでは概念が広すぎるので、医療機関など専門的な関係機関と連携を図るなどしながらの情報提供、といった形が望ましいと考える。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●発達障害については、校内研修や他の特別支援学校と連携を図り、情報提供という形であれば対応可能である。【特別支援学校(肢体不自由・病弱・虚弱)】 	56
相談に応じての対応	個別の状況やニーズに応じた柔軟な対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●どのような内容であっても、できるかぎり対応したいと考えます。【特別支援学校(知的障害)】 ●相談を受ければ出来る限りの対応を検討する。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●必要であれば相談の上、できる。【特別支援学校(知的障害)】 	21
特別支援学校の見学	特別支援学校での取組の見学に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●本校の職業の授業や実習の流れなど、学校見学などを通して情報提供が可能である。【特別支援学校(知的障害)】 ●特別支援学校での取組を見学(発達障害のある生徒への合理的配慮など)。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●特別支援教育全般に関して本校の校内研修や授業研究に参加を案内することが可能。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	7
その他	上記の項目に該当しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ●どのような相談であっても相談があれば対応は可能である。しかし小さな分教室であるため、対外的な支援を行う余裕がない。学校の同じ敷地内に他校の小、中学部だけの特別支援学校があり、その特別支援教育コーディネーターが対応にあたることになっているが、支援の依頼はきていないとのことである。【特別支援学校(知的障害)】 ●特別支援教育に関する情報発信。ゲストティーチャー。【特別支援学校(知的障害)】 ●代替支援相談室オプションルームで対応、読む、書く、みる、きく、伝える、操作する等の困難を代替する「ツールとアイディア」「みんなと同じにする」ではなく、「ちがう方法ならできる」を考える。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 	17

※1つの自由記述回答に複数の内容が含まれる場合は、内容別に着目しそれぞれ1データとした。

※より高次のカテゴリに分類できると考えた場合は、カテゴリ名の前に、大カテゴリ名をスラッシュで区切り付す形とした(例:大カテゴリ名/カテゴリ名)。

表 4 - 2 - 4 対応が難しい支援 (n=254)

* 括弧内は学校が対象とする障害種

カテゴリ	定義	記載例	件数
直接支援／生徒への直接支援	人的・物理的・システムの制約等による、生徒に対する直接支援の困難さに関すること	●生徒個人からの相談は(高校のコーディネーターと共にという形ならできなくはないが)難しいと考える。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●日常的に、生徒へ直接的な介入、支援は難しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●該当生徒への直接的な支援は難しい。【特別支援学校(聴覚障害)】	98
直接支援／保護者への直接支援	保護者に対する直接的な支援の困難さに関すること	●保護者対応(直接)については学校からの依頼では対応が難しいです。【特別支援学校(知的障害)】 ●生徒や保護者への直接的な支援は難しい。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 ●生徒や家庭に対しての直接的な支援は難しい。【特別支援学校(知的障害)】	21
教員への助言・情報提供／進路指導	大学や専門学校への進学や、就職等の進路指導に関する助言や情報提供の困難さに関すること	●大学・専門学校等への進学については情報が無い。【特別支援学校(知的障害)】 ●大学進学等を希望している場合は、十分な助言等は難しいです。【特別支援学校(知的障害)】 ●大学や専門学校等の進学に関わる相談は難しいと感じます(本校が進学に向けてのカリキュラムではないため)。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】	25
教員への助言・情報提供／発達障害への支援	発達障害に関する相談や支援の困難さに関すること	●発達障害のみについては、知的障害や病弱の特別支援学校へお願いしてほしい。【特別支援学校(聴覚障害)】 ●発達障害については専門外なので対応は難しい。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●発達障害については、生徒・学校への支援は難しい。【特別支援学校(視覚障害)】	21
教員への助言・情報提供／アセスメントの相談・実施	心理評価や職業評価等のアセスメントについての相談や、アセスメントに基づく助言や情報提供の困難さに関すること	●生徒に直接、知能検査や発達検査を実施してマネジメントを行うことは難しい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●診断に関わることにに関して、相談を受けることは難しいです。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●アセスメントの分析や活用法を具体的に示すことは難しい。【特別支援学校(知的障害)】	10
教員への助言・情報提供／就労に向けた支援	障害者就労についての助言や情報提供、企業見学や職場実習等に向けた助言や情報提供等、就労に向けた支援の困難さに関すること	●具体的な就労支援については難しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●就職時の採用試験に関するアドバイス、職業生活に関するアドバイスなどについて、手続きの流れの確認をどのような工夫をもって行うかなどを教員や保護者に助言することは可能であるが、対象生徒と企業との直接的なやりとりには介入することは難しいと思う。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●キャリア・パスポートの作成や在宅勤務については実績が乏しく対応が難しい。【特別支援学校(知的障害)】	14
支援環境の課題／学校の支援体制の未整備	学校で支援体制が整備されていないことで生じる支援の困難さに関すること	●高等学校の生徒については、校内の体制が整っておらず、直接的な支援は難しい。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 ●学校全体に関すること。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】	15
支援環境の課題／人的・物理的・システムの制約	学校の人員体制や場所、教育システム等の制約による支	●ケース会議への参加や対象校への訪問による支援については、移動時間を考えると回数が限られ、対応が難しい。【特別支援学校(病弱・虚弱)】	13

カテゴリ	定義	記載例	件数
	援の困難さに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ●センター的機能の対象地域でないと、対応は難しい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●一般の小学校中学校に対してのセンター的機能の役割を一般高校にまで拡充して行おうとすると、マンパワーの不足などのため、対応が難しいと思われる。【特別支援学校(知的障害)】 	
支援環境の課題/ 継続的な支援	生徒の成長を支える ために持続的に 提供される支援の 困難さに関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒への直接的な支援(出前での自立活動等)については、単発でなら相談にのれるが、継続的な支援は難しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●生徒への継続的な面談は難しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●保護者、生徒とは1回の相談で信頼関係が結べないので、直接的な支援は難しいと感じる。【特別支援学校(知的障害)】 	10
障害理解/生徒の 障害に対する理解 の不足	生徒の自分の障害 特性等に対する理 解の不足から生じ る支援の困難さ に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒や保護者が障害や特性の受容ができていない時は提案をしても受け入れてもらえない。【特別支援学校(知的障害)】 ●障害の受容が出来ていない生徒への対応が難しい。【特別支援学校(視覚障害・聴覚障害・肢体不自由・病弱・虚弱・知的障害)】 ●本人・保護者ともに、障害特性への気付きがなかったり、受け入れができていなかったりする場合は対応が難しい。【特別支援学校(知的障害)】 	21
障害理解/保護者 の障害に対する理 解の不足	保護者の障害特性 に対する理解や知 識の不足から生じ る支援の困難さ に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ●保護者が障害受容を拒んでいるようなケースは、支援が不可能。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●障害理解のない保護者への支援や助言は難しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●本人や保護者に困り感がない場合は支援が難しい。【特別支援学校(聴覚障害・知的障害)】 	20
障害理解/学校の 障害に対する理解 の不足	学校の障害特性に 対する理解や知識 の不足から生じ る支援の困難さ に関する こと	<ul style="list-style-type: none"> ●学習指導や生活指導については、学校全体の発達障害に関する理解がなければ、対応が難しい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●学校や担任が対象生徒の将来像をイメージできていない状態で相談される場合、こちらからの具体的な提案を行うことが難しい。支援を行うが、それを実行できるだけの体制や実行力が伴わない場合。【特別支援学校(病弱・虚弱)】 ●生徒への合理的配慮を進める上での、内規の変更や高校職員のマインドセットについては、高校側が主体的に取り組まざるを得ず、支援学校からの働きかけは困難である。【特別支援学校(知的障害)】 	13
学習面の支援	専門性のある教科 や学力向上への対 応等、学習面の支 援の困難さに関 すること	<ul style="list-style-type: none"> ●学習評価に関する内容。単位認定についても関わりにくい。【特別支援学校(知的障害)】 ●相談内容が「低学力」の場合、学力向上を求められた際の支援や対応に難しさを感じる。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 ●教科指導の専門的な内容については難しい。例:読み書き障害のある生徒への英語の支援方法。【特別支援学校(知的障害)】 	19

カテゴリ	定義	記載例	件数
二次的障害のある生徒への支援	精神疾患等の二次的障害がある生徒に対する支援の困難さに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●二次障害が疑われる場合の対応は別の機関を紹介する。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●二次障害などで精神疾患にまで至っている生徒については、生徒・保護者への直接的な支援は難しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●二次障害を発症していたり、精神障害に近い症状がみられたりする生徒への直接的な支援は難しい。【特別支援学校(知的障害)】 	10
不登校の生徒への支援	不登校の生徒に対する支援の困難さに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害でも不登校(何かしらの理由で休んでいる場合、特に教師との関係性が難しくなっている場合)は、対応を聞かれることが多いが、かなり難しい。【特別支援学校(知的障害)】 ●不登校などの状況については、支援は難しい。【特別支援学校(視覚障害)】 ●不登校の生徒に関しては、直接的な支援は難しい。【特別支援学校(肢体不自由・知的障害)】 	9
状況把握が困難な生徒への支援	生徒の状況を正確に把握することが難しいことによる支援の困難さに関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●個別の事例については、可能であれば直接、本人や環境を見てみないと支援方法など提案することは難しいと思う。【特別支援学校(知的障害)】 ●その生徒の行動観察ができない(または時間が短い)場合は、想像の話しかできない(電話・メール等ではどうしても具体的な助言は言うことができない)。【特別支援学校(知的障害)】 ●普通高校側としては、他校(特別支援学校)の職員に自校生徒の個人情報を提供することになるので、実態把握が難しく、直接の指導、支援が難しい。【特別支援学校(聴覚障害)】 	8
その他	上記の項目に該当しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ●ケースによって変わってくると思うので一概には答えられません。要望があればできる限りの対応をさせていただきます。【特別支援学校(知的障害)】 ●合理的配慮については、相手方の学校や企業としての判断や基準がまちまちなので、アドバイスをを行ったとしても般化することが難しい。【特別支援学校(肢体不自由)】 ●具体的で即効性を求める支援。【特別支援学校(知的障害)】 	21

※1つの自由記述回答に複数の内容が含まれる場合は、内容別に着目しそれぞれ1データとした。

※より高次のカテゴリに分類できると考えた場合は、カテゴリ名の前に、大カテゴリ名をスラッシュで区切り付す形とした(例:大カテゴリ名/カテゴリ名)。

付記

特別支援学校を対象とした調査結果のうち、全障害種を対象とした内容等については、別冊の資料集「第2章Ⅲ－1. 特別支援学校」を参照されたい。

2. 福祉・労働機関

回収率 40.2%

※回収数及び有効回答数は 174 件、分析ごとに有効回答数は異なる。

以下では、相談・支援機能を持つ福祉・労働機関の全体的な傾向を把握することをねらいとし、属性以外の回答については、原則として機関全体の結果を示す形としている。

(1) 回答センターの属性

回答センターの種別は、「障害者就業・生活支援センター」が 68.4%、「発達障害者支援センター」が 31.6%であった（図 4-2-1 1）。

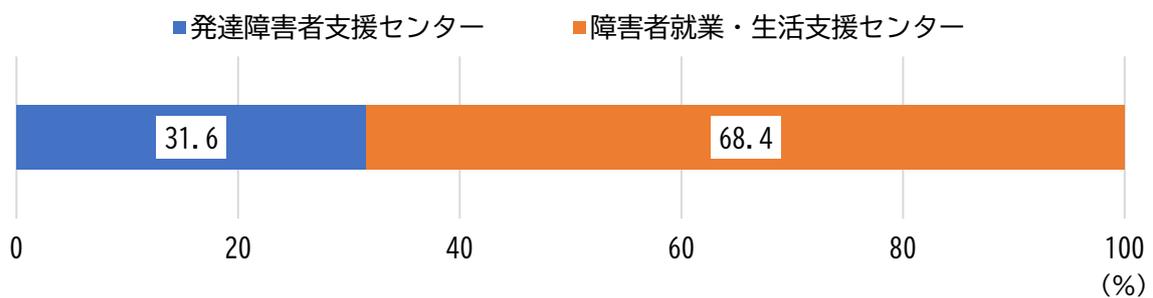


図 4-2-1 1 センターの種別 (n=171)

回答センターにおいて利用実績のある障害種（令和元（2019）年度から約 3 年間）として 1 から 3 番目に多かったのは、「発達障害」（発達障害者支援センター：100%、障害者就業・生活支援センター：98.3%）、「知的障害」（同：75.9%、同：100%）、「精神障害」（同：70.4%、同：99.1%）であった（図 4-2-1 2）。

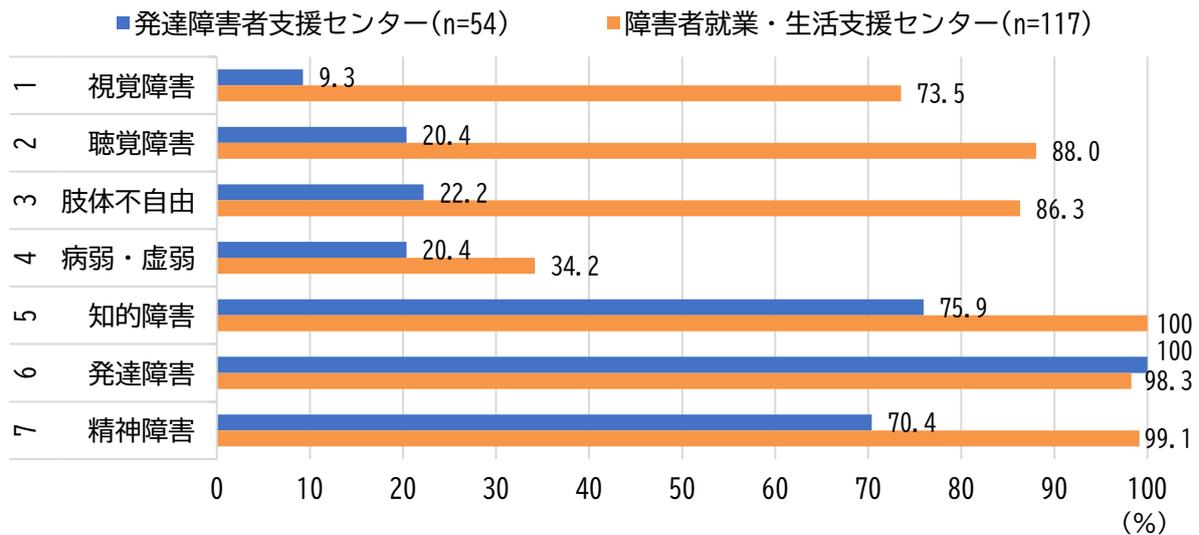


図 4-2-1 2 センターにおいて利用実績のある障害種 複数回答
（*各障害特性の利用者が 1 名以上在籍する場合に「有」と回答）

回答センターの利用者の発達障害の種別として最も多かったのは、両センターともに「ADHD」（発達障害者支援センター：100%、障害者就業・生活支援センター：100%）であり、次いで「ASD」（同：100%、同：96.5%）、「LD」（同：94.2%、同：73.9%）となっていた（図4-2-13）。

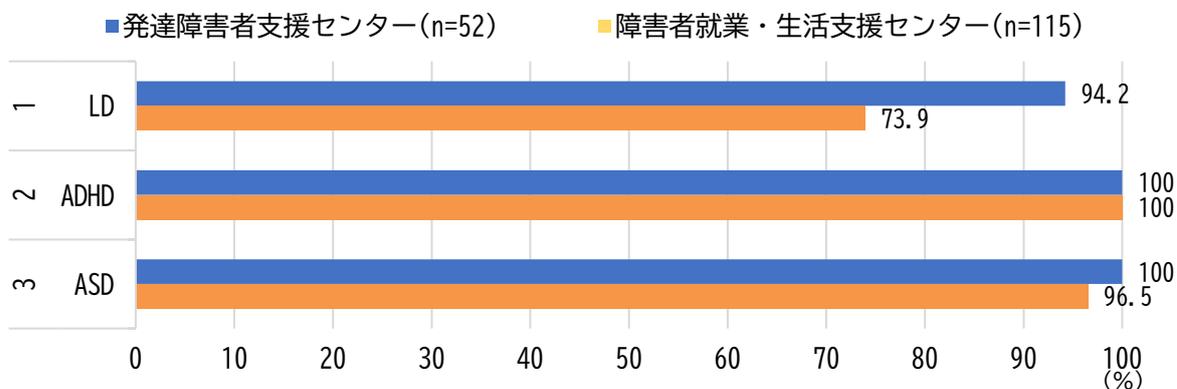


図4-2-13 センターを利用する発達障害のある利用者の状況 複数回答
（*各障害特性の利用者が1名以上在籍する場合に「有」と回答）

回答センターに、利用者の「発達障害の診断・判定、障害者手帳の取得、障害への気づきの状況」をたずねたところ、両センターともに、「診断・判定あり/手帳あり」（発達障害者支援センター：96.3%、障害者就業・生活支援センター：99.1%）及び「診断・判定あり/手帳なし」（同：96.3%、同：82.6%）が1、2番目に多く挙げられていた。一方、「診断・判定なし」は、障害者就業・生活支援センターでは、発達障害者支援センターよりも低い値となっていた（図4-2-14）。

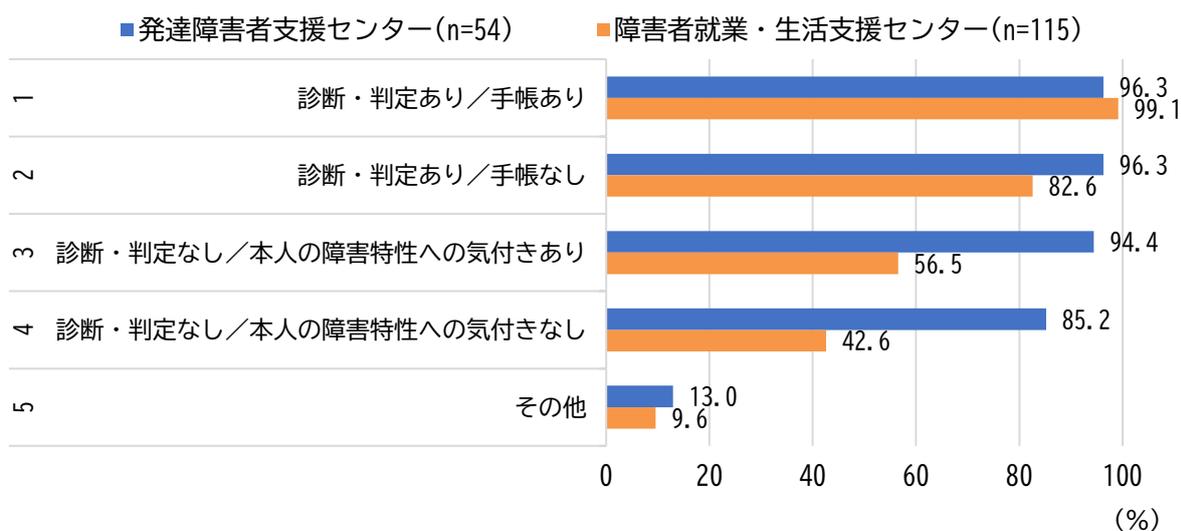


図4-2-14 センターの利用者の発達障害の診断・判定、障害者手帳の取得、障害への気づきの状況 複数回答（*各状態像の利用者が1名以上在籍する場合に「有」と回答）

(2) 高等学校への支援状況

①高等学校からの支援の依頼状況（令和元〔2019〕年度から約3年間）

回答センターが高等学校から相談や支援の依頼を受けた障害種として最も多かったのは、両センターともに「発達障害」であり（発達障害者支援センター：96.2%、障害者就業・生活支援センター：86.8%）、次いで「知的障害」（同：50.9%、同：86.0%）、「精神障害」（同：32.1%、同：54.4%）が続いていた（図4-2-15）。

「依頼を受けていない」という回答が1割未満であったことから、回答センターにおいては、9割以上が高等学校から障害のある生徒の支援に当たり依頼を受けている状況がうかがえる。また、障害種としては、想定通り、両センターともに「発達障害」が多い結果となったが、「知的障害」や「精神障害」についてもニーズがうかがえ、高等学校には多様な障害特性のある生徒が在籍していることが示唆された。割合は異なるものの、これは、特別支援学校の結果と同様であった。

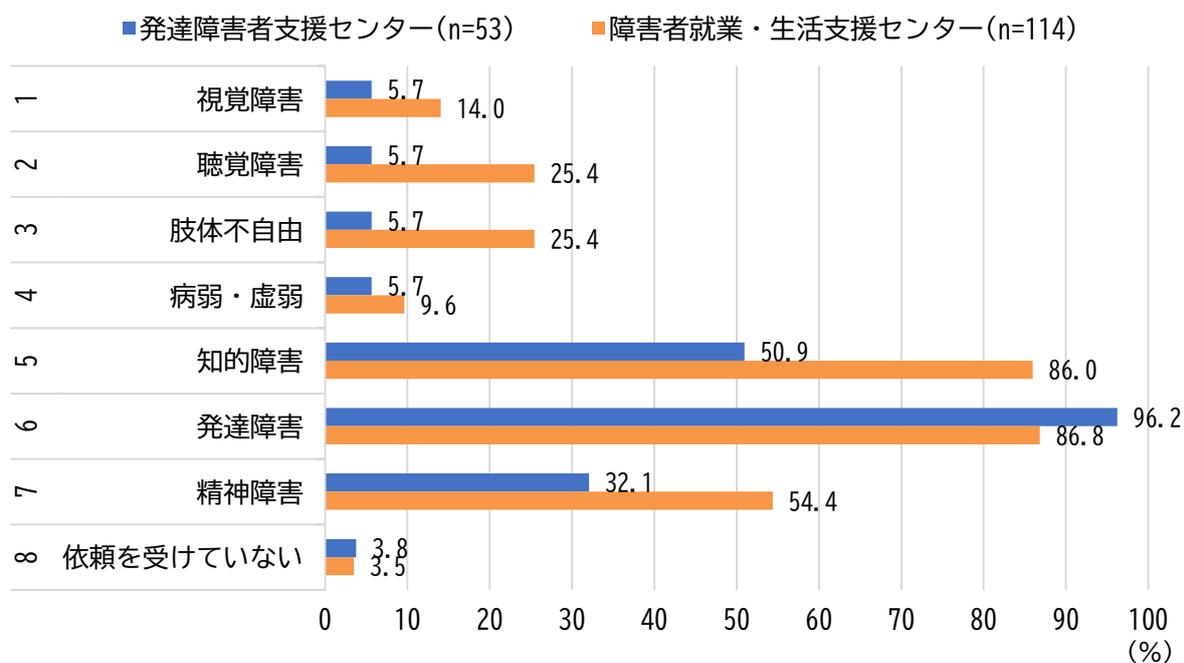


図4-2-15 高等学校から相談や支援の依頼を受けた障害種
複数回答（*各障害について1名以上依頼があった場合に「有」と回答）

②対応可能な支援・対応実績のある支援

以下は、回答センター（福祉・労働機関全体。以下同じ）が高等学校から相談や依頼を受けた障害種の中から任意の障害種を1つ選定し回答した結果である。本報告書では、発達障害のある生徒について報告する。

対応可能な支援対象として最も多かったのは「学校・教員」であり88.6%、次いで「保護者」が87.5%、「生徒（本人）」が85.2%であった。

対応実績のある支援対象として最も多かったのは「学校・教員」であり92.0%、次いで「保護者」が84.1%、「生徒（本人）」が81.8%であった（図4-2-16）。

特別支援学校と同様に、教員への支援が最も多いという結果であった。一方、保護者、本人への支援については、「対応可能」「対応実績あり」の回答ともに、特別支援学校よりも福祉・労働機関のほうが多く選択されているという結果であった（特別支援学校ではそれぞれ、「対応可能」が6割程度、「対応実績あり」が4割前後）。今回対象としたのは、相談・支援を主とする機関であり、その機能の特徴から、特別支援学校に比べ、本人支援や保護者支援のノウハウが蓄積されていたり、柔軟な支援に対応しやすかったりする可能性が考えられる。

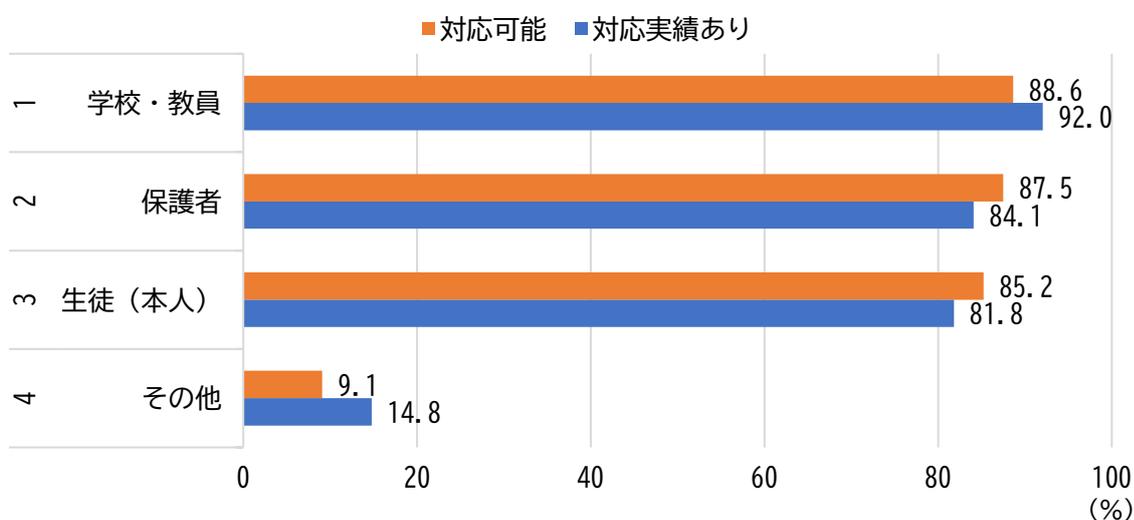


図4-2-16 対応可能な支援対象・対応実績のある支援対象（n=88）複数回答

対応可能な支援内容として最も多かったのは「自機関以外の就労支援を行う機関の利用に関すること」であり88.5%、次いで「障害の理解・啓発に関すること」「障害の診断に向けた受診の進め方に関すること」がそれぞれ85.1%、「障害者手帳の取得に関すること」が82.8%、「障害者の雇用制度と支援内容に関すること」「卒業後の自立を見据えた、よりよい進路選択（就職・進学）の進め方に関すること」がそれぞれ81.6%、「保護者との連携に関すること」「自立に向け求められる自己理解（障害特性の理解を含む）に関すること」「就職後の職業生活に当たっての合理的配慮に関すること」がそれぞれ77.0%と続いていた。

対応実績のある支援内容として最も多かったのは「障害の理解・啓発に関すること」であり80.5%、次いで「自機関以外の就労支援を行う機関の利用に関すること」が73.6%、「卒業後の自立を見据えた、よりよい進路選択（就職・進学）の進め方に関すること」が69.0%、「保護者との連携に関すること」「障害者の雇用制度と支援内容に関すること」がそれぞれ65.5%、「障害の診断に向けた受診の進め方に関すること」が64.4%と続いていた（図4-2-17）。

福祉・労働機関では、対応可能であるとの回答が全般的に多かった特別支援学校と比べ、対応可能との回答が限定的であった。具体的には、就労支援ネットワークでの支援に向けた自機関以外の就労支援を行う機関の利用のほか、障害者の雇用制度や障害者手帳の取得、職業生活に当たっての合理的配慮など、福祉・労働サービスの利用に関する内容は対応可能であるが、授業づくりや個別の諸計画の作成など、教育に関わる内容は対応可能でないと考えていることがうかがえる。また、福祉・労働機関が対応可能と回答していた内容は、既に対応実績があるものが比較的多いことも特徴としてうかがえる。ただし、障害者手帳の取得や職業生活に当たっての合理的配慮については対応実績が多くはなく、今後の課題として考えられる。

なお、福祉・労働機関で回答割合が多かった、障害者の雇用制度や障害者手帳の取得については、特別支援学校においても約8割が対応可能と回答していた（ただし、対応実績はそれぞれ約3割5分）。こうした中、まずは特別支援学校と連携し、教育に関する内容と併せて情報を得る中で、より詳細な情報が必要になった場合に、より専門的な知識を持っている福祉・労働機関に情報提供を依頼する、ということも考えられる。

福祉・労働機関との連携は、教育の専門家である特別支援学校の教員とはまた異なる視点から助言を得ることができ、発達障害等のある生徒の進路指導の充実につながることを期待される。また、就職後の支援については、特別支援学校のセンター的機能では対応が難しいと考えられるため、福祉・労働機関との連携体制の充実が望まれる。

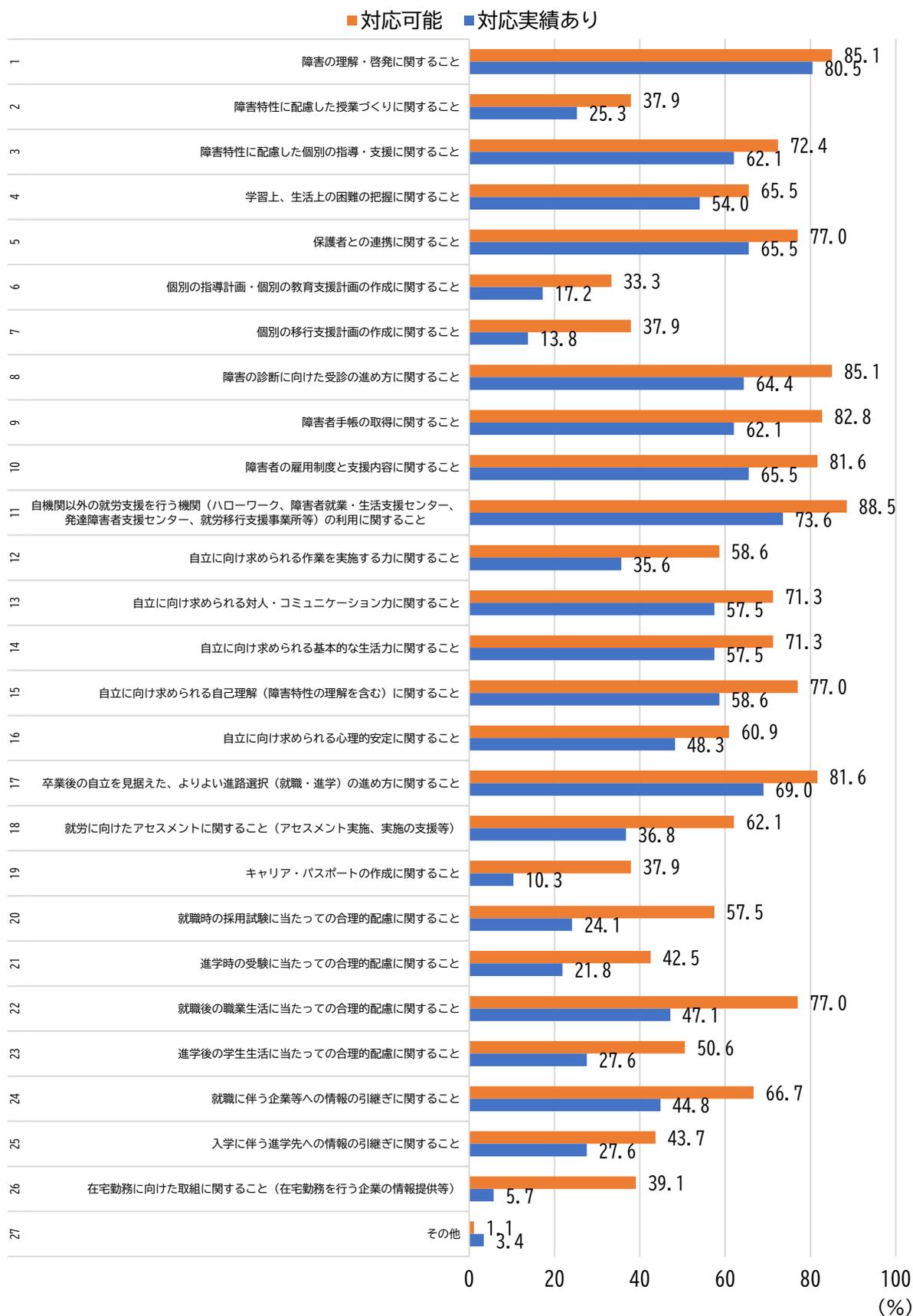


図 4 - 2 - 1 7 対応可能な支援内容・対応実績のある支援内容 (n=87) 複数回答

対応可能な支援方法として最も多かったのは「ケース会議への参加」であり 89.8%、次いで「来所による支援」が 86.4%、「研修の実施（研修講師）」が 84.1%と続いていた。

対応実績のある支援方法として最も多かったのは「ケース会議への参加」であり 81.8%、次いで「対象校への訪問による支援」が 71.6%、「研修の実施（研修講師）」が 68.2%と続いていた（図 4-2-18）。

特別支援学校と同様に、様々な方法で、高等学校の支援を行うことが可能であると考えていることがうかがえる。

福祉・労働機関の特徴としては、特別支援学校では対応可能との回答割合が低かった（約 3 割）同行支援についても、6 割以上が対応可能と考えていること、また、ほとんどの項目で、特別支援学校よりも対応実績があると回答した割合が多いことが挙げられる。こうした背景には、先にも述べたが、福祉・労働機関の機能の特徴が関係しているかもしれない。

なお、「その他」には、特別支援学校と同じく、電話による支援が回答されていたことを述べておく。

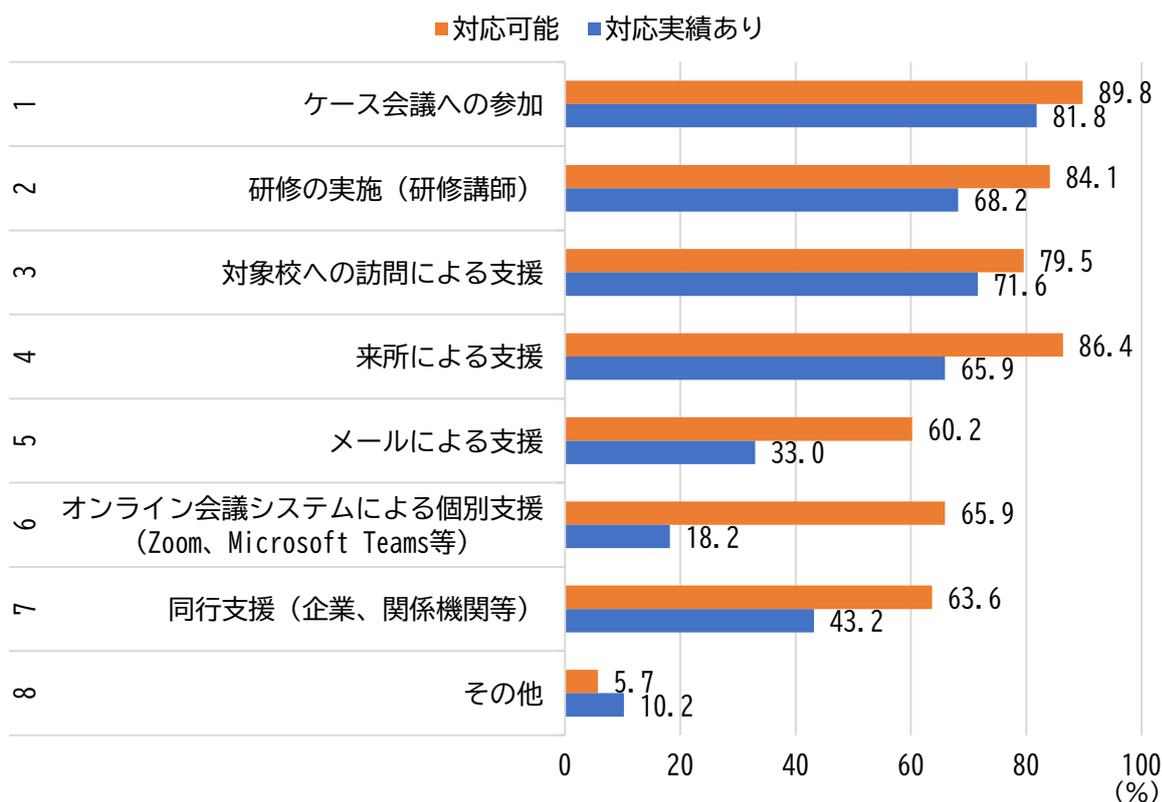


図 4-2-18 対応可能な支援方法・対応実績のある支援方法（n=88）複数回答

③高等学校との連携に係る好事例と困難事例

センターと高等学校との連携に係る好事例と困難事例を自由記述でたずね、記述内容を分類した。結果、高等学校への支援の好事例としては「学校の支援体制の整備」、教員への助言・情報提供を通じた「就労に向けた支援」、連携による支援に向けた「関係機関との連携」や「生徒に関する情報共有」、生徒に対する「体験・実習の機会の提供」などの内容が挙げられていた（表4-2-5）。一方、困難事例としては、「学校の支援体制の未整備」の他、「生徒の障害に対する理解の不足」「保護者の障害に対する理解の不足」、連携による支援に向けた「情報共有」などが挙げられていた（表4-2-6）。

高等学校における、一定程度の支援体制の構築が好事例につながる要因であり、また、これが不足している場合、困難事例につながる要因となること、保護者や本人の理解の状況によっては困難事例につながりうることなど、特別支援学校との共通点も見出された。他方、特徴的な回答として、好事例においては、自機関を含めた関係機関と連携した支援が挙げられていた。また、生徒に関する情報共有が行われている点も特徴として見出された。

表4-2-5 支援がうまく進んだ「好事例」(n=49)

カテゴリ	定義	記載例	件数
学校の支援体制の整備	生徒への適切な支援に向けた、教職員間での情報共有や校内の支援体制の整備に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の生徒さんのケース会議を高校(私立、公立)で行った事で教職員の方の発達障害への理解が深かった。定期訪問する事で特別支援の視点で授業を進められる機会が増えた。【発達障害者支援センター】 ●学校への対応方法をルール化したことでスムーズな連携が可能となった。【障害者就業・生活支援センター】 ●卒業を控えている3年生への支援だけでなく、在学中の1～2年生への福祉や就労現場についての講義を行い、早目の関係性構築をすることができた。【障害者就業・生活支援センター】 	24
教員への助言・情報提供／就労に向けた支援	障害者就労についての助言や情報提供、企業見学や職場実習等に向けた助言や情報提供等、就労に向けた支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●知的・発達障害があり就職に困難さを抱える生徒さんが多い高等学校に対して、「働くとは?」「職場で求められる基本マナー」について、講義・演習を行った後作業体験からアセスメントをとり、職場実習を行うプログラムを実施し就労へつながった。【障害者就業・生活支援センター】 ●発達障害(ADHD)の生徒が在籍する、一般高校に対して、3年生の就職に関する学校のサポートを行い卒業後は当センターが支援機関として、本人および企業に対して定着支援を実施し、7年たった今でも勤め続けている。【障害者就業・生活支援センター】 ●発達障害の診断がある生徒を受け入れておられる高等学校に対して、就労に向けた就労前支援(手立てや支援の流れスケジュールなど)を行ったところ、高校卒業前に内定をもらい、企業や障害者就業・生活支援センターへスムーズに移行できた。【発達障害者支援センター】 	22
教員への助言・情報提供／アセスメントの相談・実施	心理評価や職業評価等のアセスメントについての相談や、アセスメントに	<ul style="list-style-type: none"> ●在学中に当センターで就労アセスメントを実施。就労アセスメントの結果を受けて、就労移行支援事業所で就労アセスメントを実施。【発達障害者支援センター】 ●診断のない学生について、心理士が学校を訪問し面接 	8

カテゴリ	定義	記載例	件数
	基づく助言や情報提供に関すること	<p>シアセスメントを行った。学校にも情報提供しその後の支援に活用した。【障害者就業・生活支援センター】</p> <ul style="list-style-type: none"> ●事業所職員と意見交換する中で就労準備の必要性や障害者雇用の現状を知っていただき、その後は学校から直接、就労支援事業所にアセスメントのための実習を依頼できるようになった。【発達障害者支援センター】 	
教員への助言・情報提供／研修やセミナーの実施	障害理解や支援方法等の研修やセミナーを通じた、助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●教員向けの勉強会の講師を依頼され、発達障害の基本的理解について共有することができた。【障害者就業・生活支援センター】 ●次年度以降からも生徒の相談が来るようになり、連携が図れるようになってきた。研修への参加にも繋がっている。【発達障害者支援センター】 ●高等学校から、発達障害の理解を深めることを目的とした研修の依頼をうけ、行ったところ、職員の共通理解が得られた。【障害者就業・生活支援センター】 	4
教員への助言・情報提供／支援方法等	生徒への適切な支援に向けた、具体的な支援方法の助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●高等学校普通科に通う発達障害のある生徒が単位取得ができにくい状況があり、卒業に向けて単位取得可能な手立てを提案した結果、学校全体として取り組んで頂いたことから無事卒業し、次のステップにつなぐことができた。【障害者就業・生活支援センター】 ●高校で ASD の男子生徒が女生徒への性加害行動があるとの主訴で介入。実際はセクシャルな問題ではなく社会性の問題であることがわかり、本人の周囲、家族、本人に人との距離感を共有し、トラブルがおさまった。【発達障害者支援センター】 ●高等学校からの生徒の支援依頼があったケースで、アセスメント結果を共有し、授業等で必要な配慮についてスムーズに学校側と共有し、対応してもらうことができた。【障害者就業・生活支援センター】 	3
連携による支援／関係機関との連携	就労支援機関等の関係機関との連携に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害のある方の生徒に対し、卒業後の就労にむけて学校・ハローワーク・職業センター・企業・行政、ネットワーク体制をつくり、支援にあたることができた。【発達障害者支援センター】 ●高校の特別支援教育コーディネーターの先生にハローワーク専門援助部門の人を紹介し、相互に連携をとることができた。【発達障害者支援センター】 ●本人の進路選択、決定を重視した進路支援について、学校の担任と共有しながら支援を行い、就労移行支援事業所の利用となった。【障害者就業・生活支援センター】 	13
連携による支援／生徒に関する情報共有	生徒への適切な支援に向けた、学校や関係機関、保護者間での情報共有に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●1年をかけて支援に加わり、ご本人と家族との情報共有、学校に対しては企業選定から就職後の定着支援までの一連の流れを知っていただいたことにより、次年度からはスムーズな支援が行えるようになった。【発達障害者支援センター】 ●中高一貫校高等部在学のケースに対し、高校と支援機関が集まり定期的に個別支援会議を開催。情報共有と今後の支援について協議を行った。【発達障害者支援センター】 ●家庭の状況は以前はほとんど不明のまま引継がれ、その後大きな問題になったり、それが引き金となり退職など、ありましたが数年前から、口頭ではありますが担当の先生からも直接、家庭の状況を詳しく引き継いでもらい、あまり大きな問題が「急に。知らないところ」で起こることが無くなり、離職が減ったり、関係の構築に役に立つことがありました。【障害者就業・生活支援センター】 	10

カテゴリ	定義	記載例	件数
連携による支援／保護者との連携	保護者への障害特性や支援方法の説明、保護者と関係機関の連携の促し等、保護者と連携した支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●必要であれば、春、夏の相談会に保護者、担任と本人同席のもとその後の経過と将来にむけての相談を行う。【障害者就業・生活支援センター】 ●個別相談会に出席することで、卒業前から本人、保護者と関係を築け、卒業後の連携がとりやすい。【障害者就業・生活支援センター】 ●高校や総合教育センターでの相談のみでは発達障害の特性への診立てが深まらず、当センターの医師や心理による専門的な診立てと評価を実施することで本人、家族、先生をはじめとした特性理解が進んだ。【障害者就業・生活支援センター】 	7
連携による支援／生徒や保護者との面談の実施	生徒や保護者への面談を通じた助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●本人、保護者(母)同席面談を定期的に行い、学校と共有し、連携を行った。【障害者就業・生活支援センター】 ●高校より「就職がなかなか決まらない生徒について、今後の方向性と、就職後の不安、学校としてできること」などについて相談依頼があり、当センターにて面談実施。その後、当該生徒の母親とも面談を実施したところ、母親からも就職後の定着に関する不安が聞かれた為「障害者就業・生活支援センター」(以下「なかぼつ」)をご案内し、お繋ぎする。【障害者就業・生活支援センター】 ●学校よりハローワークへ相談があり、面談、求職登録を行う。ハローワークにて面談(本人、父親、ハローワーク学卒担当者、障害担当者、ナカボツ)を行い本人の意向を再度確認し、職場実習を行う事とした。【発達障害者支援センター】 	6
連携による支援／ケース会議への参加	ケース会議への参加を通じた、生徒の指導・支援についての助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●ひとつの企業において通常校で障害のある生徒に対して企業主導で就職前に移行会議が開催されている。特別支援学校においては、もれなくどの企業においても学校主導で行われている所ではあるが、通常校においても会議を開催することで連携しやすくなっている。【障害者就業・生活支援センター】 ●該当の生徒が在籍する高等学校において、関係者(保護者、教員、支援者)等を集めて支援会議を実施。その後該当生徒、支援方針を定め、共有することができた。【障害者就業・生活支援センター】 ●就職に向けた実習段階で学校から相談があったため、採用前に支援会議を開催し、支援機関の役割分担をしっかりと確認することが出来た。【発達障害者支援センター】 	6
生徒への支援／体験・実習の機会の提供	インターンシップや職場実習等の体験や実習を通じた学習機会の提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●在学中の職場実習を共同で行い、就職に繋がった。【発達障害者支援センター】 ●障害のある生徒の就職先が見つからなかった高等学校に対し、生徒の状況に合った企業を紹介したところ、実習等を経て就職につながった。【障害者就業・生活支援センター】 ●普通高校では職場体験をする機会が特別支援学校に比べ少ないため、当センターでは職場実習先開拓や開拓先に情報提供、職場実習支援を行い、支援対象者の自己理解の機会を提供している。【障害者就業・生活支援センター】 	10
生徒への支援／自己理解(特性・適性)を促す指導・支援	生徒の障害の特性や適性等の理解を促す指導・支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●高校の通級指導で、障害者事業所に卒後つなぐために、障害者手帳のことや福祉の事業所の説明、ナビゲーションブックなどの作成に時間をいただき、本人理解、医療とのつながりもできたこと。【障害者就業・生活支援センター】 	9

カテゴリ	定義	記載例	件数
		<ul style="list-style-type: none"> ●工業高校の生徒に対し、単位が取れず留年になってしまう状況ではあったが、児童生徒に対しての特性の理解と先生方が授業で行って良かった点を学年で全体で共有し、テストの出し方の工夫を行った事で単位を落とす事なく卒業できた。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害の窺われる生徒さんのアセスメント、家族への聞き取り、障害受容程度の把握など行い、進路は就労だけではないことを一緒に検討。【発達障害者支援センター】 	

※1つの自由記述回答に複数の内容が含まれる場合は、内容別に着目しそれぞれ1データとした。

※より高次のカテゴリに分類できると考えた場合は、カテゴリ名の前に、大カテゴリ名をスラッシュで区切り付す形とした(例:大カテゴリ名/カテゴリ名)。

表 4-2-6 支援がうまく進まなかった「困難事例」(n=42)

カテゴリ	定義	記載例	件数
支援環境の課題/ 学校の支援体制の未整備	学校で支援体制が整備されていないことで生じる課題に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●高校側に特別支援への配慮が薄い場合連携が難しい。【障害者就業・生活支援センター】 ●発達支援センターの事業の一つとして、社会人になる前に生活スキルや感情コントロールに関する講座を行っており、高等学校進路担当からの問い合わせはあるものの連続講座のため、日程を調整するのが困難とのことから実施にいたっていない現状がある。【発達障害者支援センター】 ●通信制高校に対し、本人の特性(大きな声で言われるとパニックになる、長い説明が苦手)を伝えたが、結局対応しきれず中退となった。【発達障害者支援センター】 	22
支援環境の課題/ 早期支援の困難さ	卒業間近の相談等、早期からの支援や対応が難しいことから生じる課題に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●卒業を数か月後に控えた方からの支援依頼があり、アセスメントも十分に取る事が出来ずに結局は卒業をしてしまい、独自に就活にて決めて企業で就労はしたものの、1年未満で離職となり、その後の再就職と生活支援を行った。【障害者就業・生活支援センター】 ●地域の関係機関から高等学校の支援を必要とする生徒に関する相談が早い段階で寄せられていたが、学校から相談を受けたのは卒業4ヶ月前で、卒業までに障害者雇用で採用してもらえる企業を探してほしいとの依頼であった。【発達障害者支援センター】 ●就職がある程度決まってから障害者就業・生活支援センターに繋げるといったプロセスをする学校とは連携が難しい。【発達障害者支援センター】 	5
支援環境の課題/ 教育課程や教育方針との不一致	生徒の特性と学校の教育課程や教育方針との不一致から生じる課題に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●不登校の状態であったが、すでに単位取得の課題があり、また障害に関して支援を受けられる体制や連携の窓口がないことから、結局留年となり、翌年度に支援学校を受け直し入学した。【発達障害者支援センター】 ●私立進学高校。ルール違反と学業不振のケース。家庭、担任との面談による障害理解と具体的な指導方法提案。行動は改善されず留年の後退学。【発達障害者支援センター】 ●普通高校で、ルールにこだわり、他の生徒や教師と衝突を繰り返した生徒について、教師の理解を得るため、診断や医師や当センターからの助言など丁寧に行ったが、理解が得られず、退学となったケースがあった。【発達障害者支援センター】 	5

カテゴリ	定義	記載例	件数
障害理解／生徒の障害に対する理解の不足	生徒の自分の障害特性等に対する理解の不足から生じる課題に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●障害受容ができていない本人、保護者に対しての助言、指導が全く伝わらない。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害のある生徒の進路指導をしていた高等学校に対し、生徒本人の障害に対する自己理解が得られず、支援が中断された。【障害者就業・生活支援センター】 ●本人の自己理解が進まず、具体的な支援に繋がらなかった。【発達障害者支援センター】 	13
障害理解／保護者の障害に対する理解の不足	保護者の障害特性に対する理解や知識の不足から生じる課題に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害の生徒が在籍する、一般高校に対して、就職に関するアセスメントを予定していたが学校が保護者に対して説明が不十分だった事から当センターに対する理解が保護者から得られないことから中止した。【障害者就業・生活支援センター】 ●進学校に対し個別的な配慮の必要性を伝えたが、保護者との関係性も影響して連携が難しかった。【発達障害者支援センター】 ●高校内で、ご家族含め、話し合いをしたが、本人もしくは父母等の障害受容の程度により、高校側の提案が受け入れられない場合があった。【発達障害者支援センター】 	8
障害理解／生徒や保護者の支援ニーズの不足	生徒や保護者の支援ニーズの不足から生じる課題に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●学校のアセスメントとして「支援の必要がない」「本人、家族は大丈夫と言っている」といった判断で就職。【障害者就業・生活支援センター】 ●高等学校の依頼で本人とは面談を行ったが、保護者は多忙という理由で一度も面談に現れず、本人も支援を希望せず、相談終了となったケースがあった。【障害者就業・生活支援センター】 ●高校より ADHD 傾向の強い男子生徒への対応依頼があり学校へ助言を実施。可能なら本人家族面談等提案したがなかなかそれには到らず。【発達障害者支援センター】 	5
連携による支援／情報共有	学校や関係機関、保護者間の情報共有の不足から生じる課題に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●事前の情報に関する量、質が不十分で会社とのやり取りに苦労した。「問題のない生徒」として引き継がれるケースが多く、場合によっては情報のコントロールをしていることもあった。【障害者就業・生活支援センター】 ●当センターへ、第2学年の生徒の卒業後支援について支援依頼があったが、第3学年に進級したときに学校に問い合わせをしたところ、担当が異動したため状況が分からないと言われた。そのため、学校からの情報提供が受けられなかった。【発達障害者支援センター】 ●行動障害のリスクや、登校渋りのある、知的特別支援学校高等部のケース対応について。学校や福祉サービスなど、すでに複数の機関が関わっているが、生徒の行動の背景や将来的な見通しを共有することが難しく、保護者が負担を抱えていることがある。【障害者就業・生活支援センター】 	6
連携による支援／共通理解	関係者間での意見の不一致等、共通理解の不足から生じる課題に関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●先生や学校の思いばかりが先走った形での連携となり、本人や家族が置いてきぼりになってしまったケースに校内での環境整備や進路選択など、相談内容に関わらず、上手く進まないことが殆どです。【障害者就業・生活支援センター】 ●発達障害の診断がある生徒を受け入れておられる高等学校に対して、就労に向けての相談支援を行ったが、本人・保護者・教員間で就職に向けての共通理解等ができていなかったため、具体的な支援につながらなかった。【発達障害者支援センター】 	5

カテゴリ	定義	記載例	件数
		●高校内で、ご家族含め、話し合いをしたが、本人もしくは父母等の障害受容の程度により、高校側の提案が受け入れられない場合があった。【発達障害者支援センター】	
その他	上記の項目に該当しないこと	●高校通級を使い、障害者雇用を含む進路を決める際、就労の支援機関につないで、事業所からのスタートを始めたが、コロナ禍、家族がコロナうつとなり、本人が公共交通機関を使うことを拒否されたため、徒歩移動の範囲でしか外出できなくなった。【発達障害者支援センター】 ●某私立高校では、学校が主体的に取り組むというより、関係機関に任せるケース(任せっきり)があり、なかなか支援の改善に至らなかった。【発達障害者支援センター】 ●学校によっては職場実習の期間に授業や学校行事が重なった場合、出席を義務免除してもらえる学校とそうでない学校がある。【障害者就業・生活支援センター】	6

※1つの自由記述回答に複数の内容が含まれる場合は、内容別に着目しそれぞれ1データとした。

※より高次のカテゴリに分類できると考えた場合は、カテゴリ名の前に、大カテゴリ名をスラッシュで区切り付す形とした(例:大カテゴリ名/カテゴリ名)。

(3) 高等学校への支援の展望

高等学校に対し、センターが対応可能な支援と対応が難しい支援を自由記述でたずね、記述内容を分類した。結果、発達障害等のある生徒に対応可能な支援としては、「研修やセミナーの実施」「就労に向けた支援」「ケース会議の参加」、生徒への「個別相談・情報提供」などの内容が挙げられていた(表4-2-7)。一方、対応が難しい支援としては、「生徒・保護者への直接支援」のほか、支援環境の課題として「学校の支援体制の未整備」「機関の役割・機能を超えたニーズへの対応」などの内容が挙げられていた(表4-2-8)。

研修等の実施のほか、センターの役割に応じた助言・相談、情報提供等の支援は可能であるが、直接的な支援や、学校側において一定の体制整備がなされていない場合は、対応が難しいと考えられている状況があることがうかがえる。

表4-2-7 対応可能な支援 (n=120)

カテゴリ	定義	記載例	件数
教員への助言・情報提供/研修やセミナーの実施	障害理解や福祉サービス、障害者雇用等の研修やセミナーを通じた、助言や情報提供に関すること	●校内研修などは可能。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害理解や福祉制度については校内研修可能。【発達障害者支援センター】 ●学校職員、教諭への研修等を通じた啓発。【発達障害者支援センター】	66
教員への助言・情報提供/就労に向けた支援	障害者就労についての助言や情報提供、企業見学や職場実習等に向けた助言や情報提供	●障害のある方を多く受入れている高等学校と連携し、就労パスポートの作成及び職場体験の機会の提供、面接、履歴書の書き方、自己理解などを行い、卒業と同時に一般企業への就労につながった。【障害者就業・生活支援センター】	24

カテゴリ	定義	記載例	件数
	等、就労に向けた支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●就職と職場定着に関することなどは情報提供または直接的な支援が可能と思われる。【障害者就業・生活支援センター】 ●相談や就労支援について、校内委員会で検討されていると対応可能。【発達障害者支援センター】 	
教員への助言・情報提供／ケース会議の参加	ケース会議への参加を通じた助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●本人、ご家族了承のもと進路ケース会議への出席、校内研修などで情報提供は可能。【障害者就業・生活支援センター】 ●個別ケース会議出席。【発達障害者支援センター】 ●ケース会議参加。【発達障害者支援センター】 	23
教員への助言・情報提供／就労支援機関や福祉サービスについての情報提供	就労支援機関や福祉サービスについての情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●社会人として大切な事、福祉サービスについて、出張講座を開くことは対応可能である。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害者就業・生活支援センターの機能や役割の説明、障害者雇用の状況などの情報提供という形であれば、対応可能である。【障害者就業・生活支援センター】 ●卒業後の支援機関や障害福祉サービスについての説明。【発達障害者支援センター】 	12
教員への助言・情報提供／アセスメントの相談・実施	心理評価や職業評価等のアセスメントについての相談や、アセスメントに基づく助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●発達障害についての医学的、心理的、社会的なアセスメントを実施し、その特性やそれに応じた対応の勘どころについて、高校に助言することはできる。【発達障害者支援センター】 ●発達障害について、ワークサンプル幕張版を活用した現時点での職業能力の把握であれば対応可能である。【障害者就業・生活支援センター】 ●生徒のアセスメントについて。行動観察 etc.見立てのポイントを伝える。【発達障害者支援センター】 	11
教員への助言・情報提供／障害特性の理解と支援方法	障害特性の理解に向けた助言や情報提供、障害特性に基づく支援方法についての助言や情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●研修を含め、発達障害に関する普及啓発、及び進路に関する情報提供。【発達障害者支援センター】 ●発達障害の診断や特性をお持ちの生徒を支援している先生への助言は可能(先生へのコンサルテーション)。【発達障害者支援センター】 ●校内研修などで、発達障害についての特性や対応方法などについての、理解を深める。【発達障害者支援センター】 	6
生徒への支援／個別相談・情報提供	面談を通じた生徒への個別の相談支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●個別ケースにおける直接支援の場での助言や情報提供は可能。【障害者就業・生活支援センター】 ●障害があるかもしれない、若しくはある生徒に対し、手帳やサービス、今後について等、面談を通して個別に対応可能。【障害者就業・生活支援センター】 ●個別のケースについて、本人や保護者の同意の上で、学校訪問して面談等の支援を行い、センターの来所相談に移行していくことは可能。【発達障害者支援センター】 	27
生徒への支援／卒業年度からの支援	卒業年度の進路相談や就労支援への対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒の就職に関する直接支援は、卒業年度であれば対応可能である。【障害者就業・生活支援センター】 ●卒業間近の利用登録は可能。【障害者就業・生活支援センター】 ●卒業年次生徒の進路相談に出席し、本人、保護者、学校に助言などは可能。【障害者就業・生活支援センター】 	6

カテゴリ	定義	記載例	件数
生徒への支援／研修やセミナーの実施	生徒への研修やセミナーを通じた情報提供に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●一般就労に向けて学齢期から身につけたい学びや習慣などといったテーマでの校内研修(教職員・保護者対象・生徒対象)。【障害者就業・生活支援センター】 ●当センターでは、本人の登録を卒業後にするので、具体的な支援はできないが、校内研修等を通じた学校への情報提供や生徒への講話などは対応可能である。【障害者就業・生活支援センター】 ●「障害者雇用についてのメリット、デメリットなど」「就労するために必要な力」 上記のような課題について、研修という形で生徒、父母、教職員に対して情報提供する。【障害者就業・生活支援センター】 	5
保護者への支援	保護者への面談や研修・セミナー等、保護者への支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●教職員、生徒、保護者等に対する研修、講演等の実施。【発達障害者支援センター】 ●家族支援。保護者の相談支援。【発達障害者支援センター】 ●本センターは、国と県の機関であり、現状在学生については、学校長の許可のもと、本人、保護者への助言は可能です。【障害者就業・生活支援センター】 	17
連携による支援／関係機関との連携	他の就労支援機関や教育機関等の関係機関と連携した支援に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークや職業センター(実習対応可能)は在学中から支援が可能である為、その機関と連携しながらの支援であれば、(限定的に)可能であると考えます。【障害者就業・生活支援センター】 ●主に就労支援を行っているが、学校生活の相談があった場合も発達障害者支援センターなどと連携し支援を行っている。【障害者就業・生活支援センター】 ●教職員向けの研修(全県・広域単位)については、教育委員会との連携(共催)の形で行っていくことは出来る(基本は、教育中心に企画することが望ましい)。【発達障害者支援センター】 	16
連携による支援／企業との連携・調整に関する支援	企業見学や職場実習等の企業へ連絡、調整、相談や助言等の対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●企業や事業所への見学同行(実習の日程調整等)。【障害者就業・生活支援センター】 ●企業見学、職場体験の実施(情報提供)。障害者求人などの企業情報の提供。【障害者就業・生活支援センター】 ●職場実習、雇い入れ企業の情報提供。職場実習巡回訪問への同行。【障害者就業・生活支援センター】 	6
相談に応じた対応	個別の状況やニーズに応じた柔軟な対応に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ●可能な限りご相談には乗りたいですし、対応したいと考えております。【障害者就業・生活支援センター】 ●学校が、介入いただければどのようなことでも対応したいと考えています。【障害者就業・生活支援センター】 ●学校側から依頼があれば出来る限り支援させていただきます。【障害者就業・生活支援センター】 	14
その他	上記の項目に該当しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ●誰にでもある個性・特性としてとらえてほしい、接して欲しい。腫れものに触るとそう接していることが分かり、本人にとってはストレス、負担、寄り添いが必要。【障害者就業・生活支援センター】 ●生徒の代弁者として、思いや現状について学校に共有することが可能。【発達障害者支援センター】 ●現在県での研修(対面での)ができず、専門的な知識を持った職員がいないので難しい。【障害者就業・生活支援センター】 	4

※1つの自由記述回答に複数の内容が含まれる場合は、内容別に着目しそれぞれ1データとした。

※より高次のカテゴリに分類できると考えた場合は、カテゴリ名の前に、大カテゴリ名をスラッシュで区切り付す形とした(例:大カテゴリ名/カテゴリ名)。

表 4-2-8 対応が難しい支援 (n=106)

カテゴリ	定義	記載例	件数
直接支援／生徒・保護者への直接支援	人的・物理的・システムの制約等による、生徒・保護者に対する直接支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●センターの性質上、直接的な支援は難しい。※制度上の問題。【発達障害者支援センター】 ●校内での対応について個別的な説明は出来ても支援は難しい。【障害者就業・生活支援センター】 ●個別生徒・保護者からの相談は対応が難しい。【発達障害者支援センター】 	23
直接支援／生徒へのスキルトレーニングや学習指導	ソーシャルスキルや生活スキル、学力等の生徒の能力の向上に向けた直接支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●ソーシャルスキルや対人関係の獲得。【発達障害者支援センター】 ●スキルトレーニング等を、校内で直接的に実施することは難しい。【発達障害者支援センター】 ●生徒本人の社会適応、技能向上などを目的とした、本人に対する訓練。【障害者就業・生活支援センター】 	7
支援環境の課題／学校の支援体制の未整備	学校が主体的・協力的でない等、学校で支援体制が整備されていないことで生じる支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●学校が関与せず、当事者(生徒・家族等)と、当センターのみでやり取りをしてほしいといった場合は対応が難しいです(丸投げ状態)。【障害者就業・生活支援センター】 ●そもそも学校が障害の有無や特性について正確な情報を得ていない状態や、誤った情報の下で進んでしまっている場合は対応が難しい。【発達障害者支援センター】 ●本人のアセスメントを取る際、学校の協力が得られない場合。【障害者就業・生活支援センター】 	20
支援環境の課題／機関の役割・機能を越えたニーズへの対応	診断や仕事の斡旋、同行支援等、各機関の役割・機能を越えたニーズへの対応の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●障害者手帳の取得、精神科受診を促すことは難しい。市町村の障害福祉課と連携を図ることが望ましい。【障害者就業・生活支援センター】 ●検査目的のつなぎには対応は難しい。【障害者就業・生活支援センター】 ●ハローワーク等関係機関や企業等への同行支援などは対応が難しい。【発達障害者支援センター】 	22
支援環境の課題／機関の主たる支援対象とならない生徒への対応	支援対象に該当しない学年や障害の診断のない生徒等への支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●卒業年度(高校3年生)以外の在校生の直接的な支援は難しい。【障害者就業・生活支援センター】 ●未診断や障害が疑われる事例への生徒への直接的な支援が難しい。【障害者就業・生活支援センター】 ●在学中の生徒さんへの直接的な支援は難しい。【発達障害者支援センター】 	15
支援環境の課題／人的・物理的・システムの制約	機関の人員体制やキャパシティ等から生じる支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●前提条件、管内にある高等学校のすべての個別ケースに直接支援を行う事は難しいと思います。理由は当センターの管内に約20の高等学校があり、物理的な問題で対応は困難である。【障害者就業・生活支援センター】 ●高等学校及び特別支援学校の設置数が圏域内に多く、また、一般相談が増えている現状から、在学中の生徒への直接的な支援は難しいのが現状である。【障害者就業・生活支援センター】 ●現在は個別相談のなかでアセスメントを行い、就労支援を行っていますが、年々相談件数が増加しているため、個別の支援は対応が難しくなってくると思います。【発達障害者支援センター】 	5
障害理解／生徒の障害に対する理解の不足	生徒の自分の障害特性等に対する理解の不足から生じる支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●障害受容が進んでいない場合、個別での相談や支援は難しい(保護者の理解が得られない場合も含む)。【発達障害者支援センター】 ●個別の支援は難しい。障害受容(自己理解のない)の方へのサポートは難しい。【発達障害者支援センター】 ●障害の受容や職業準備性の未成熟(不登校や引きこもり状態にある生徒等)な方については、直接的、また単独 	17

カテゴリ	定義	記載例	件数
		での支援は難しいと考える。【障害者就業・生活支援センター】	
障害理解／保護者の障害に対する理解の不足	保護者の障害特性に対する理解の不足や、保護者と生徒の意向の違い等から生じる支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●生徒や保護者が、障害受容がないと支援は難しい。【障害者就業・生活支援センター】 ●本人と保護者の意向がズれている場合は、対応が難しい。【発達障害者支援センター】 ●本人または保護者が障害受容ができていない場合、支援の必要性を見いだせていない場合が多いため直接的なアプローチは難しい。【発達障害者支援センター】 	10
障害理解／生徒や保護者の支援ニーズの不足	生徒や保護者の支援ニーズの不足から生じる支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●対象の生徒自身が現状相談を望んでいない場合など、誰かに連れてこられた感のある時には相談の実施は難しい。【障害者就業・生活支援センター】 ●生徒、家族が対応や支援を拒否されている場合は介入できません。【発達障害者支援センター】 ●本人の障害受容が乏しく、支援を必要としない生徒への介入は難しい。【障害者就業・生活支援センター】 	8
二次的障害のある生徒への支援	精神疾患等の二次的障害がある生徒に対する支援の困難さに関する事	<ul style="list-style-type: none"> ●二次障害。うつ、被害妄想、トラウマの症状が出たら主治医へ相談。【障害者就業・生活支援センター】 ●二次障害への対応。【障害者就業・生活支援センター】 ●二次障害が現れているケースについては他機関も含めたチーム支援が望ましいと考える。【発達障害者支援センター】 	3
その他	上記の項目に該当しないこと	<ul style="list-style-type: none"> ●検査の実施に関しては、学校に出向いて行うことは難しい(支援センターに来所してもらう形で実施は可能)。【障害者就業・生活支援センター】 ●主体的な支援については、難しいと考えます。【障害者就業・生活支援センター】 ●ケースバイケースで考える。就労支援対象ではない場合も、その方に必要ならば地域で連携した支援を作っていきたいと考える。【発達障害者支援センター】 	18

※1つの自由記述回答に複数の内容が含まれる場合は、内容別に着目しそれぞれ1データとした。

※より高次のカテゴリに分類できると考えた場合は、カテゴリ名の前に、大カテゴリ名をスラッシュで区切り付す形とした(例:大カテゴリ名/カテゴリ名)。

付記

福祉・労働機関を対象とした調査結果のうち、発達障害者支援センターと障害者就業・生活支援センター別の結果及び、両センターにおける全障害種を対象とした内容等については、別冊の資料集「第2章Ⅲ-2. 福祉・労働機関」を参照されたい。

Ⅲ. まとめ

1. 特別支援学校と高等学校の連携状況

本調査の結果、令和元（2019）年度から約3年間に高等学校から相談や支援の依頼を受けた特別支援学校は60.2%であった。また、依頼を受けた障害種として、最も多かったのは「発達障害（72.3%）」であり、次いで「知的障害（49.5%）」「精神障害（25.9%）」が続いていた。なお、特別支援学校において、発達障害の診断や判定もしくは疑いのある生徒がいると回答した学校は91.2%であり、特別支援学校にも、発達障害の診断・判定や疑いのある生徒が在籍しており、自校生徒への指導・支援を通じて、発達障害の特性等について一定の理解を有していることが推測された。

2. 特別支援学校が対応可能な支援

本調査では、特別支援学校が高等学校に支援を行うにあたり、「誰に対し（支援対象）」「どのような支援を（支援内容）」「どのような方法で（支援方法）」対応可能であるかをたずねた。その結果、対応可能な支援対象の上位3つは、「学校・教員（95.9%）」「保護者（64.2%）」「生徒（本人）（62.2%）」であった。また、対応可能な支援内容の上位5つは、「障害特性に配慮した個別の指導・支援に関する事（91.3%）」「障害の理解・啓発に関する事（90.6%）」「学習上、生活上の困難の把握に関する事（90.6%）」「障害特性に配慮した授業づくりに関する事（88.6%）」「個別の指導計画・個別の教育支援計画の作成に関する事（87.9%）」「就労支援を行う機関の利用に関する事（84.6%）」であった。また、対応可能な支援方法の上位3つは、「対象校への訪問による支援（91.2%）」「ケース会議への参加（86.5%）」「対象校からの来校による支援（83.8%）」であった。特別支援学校では、自校で蓄積されたノウハウを活かし、障害特性の理解や把握、これに基づく指導・支援や授業づくりにおいて特に支援を担うことができると考えていることがうかがえる。今後、特別支援学校のセンター的機能の発揮に向け、特別支援学校が対応可能な支援を、高等学校に向けて情報発信していくことが望まれる。

3. 福祉・労働機関と高等学校の連携状況

本調査の結果、令和元（2019）年度から約3年間に、高等学校から相談や支援の依頼を受けていないと回答した発達障害者支援センター及び障害者就業・生活支援センターはそれぞれ1割未満であり、高等学校との連携状況が確認された。また、依頼を受けた障害種として、最も多かったのは「発達障害」であり（発達障害者支援センター：96.2%、障害者就業・生活支援センター：86.8%）、次いで「知的障害」（同：50.9%、同：86.0%）、「精神障害」（同：32.1%、同：54.4%）が続いていた。発達障害者支援センターはもちろん、障害者就業・生活支援センターにおいても、自機関の利用者への支援等を通じて、発達障害者支援についてノウハウを有していることが想定された。

4. 福祉・労働機関が対応可能な支援

本調査では、回答センター（福祉・労働機関全体）が高等学校に在籍する発達障害等支援を行うに当たり、「誰に対し（支援対象）」「どのような支援を（支援内容）」「どのような方法で（支援方法）」対応可能であるかをたずねた。結果、回答センターが対応可能な支援対象の上位3つは、「学校・教員（88.6%）」「保護者（87.5%）」「生徒（本人）（85.2%）」であった。また、対応可能な支援内容の上位5つは、「自機関以外の就労支援を行う機関の利用に関すること（88.5%）」「障害の理解・啓発に関すること（85.1%）」「障害の診断に向けた受診の進め方に関すること（85.1%）」「障害者手帳の取得に関すること（82.8%）」「障害者の雇用制度と支援内容に関すること（81.6%）」「卒業後の自立を見据えた、よりよい進路選択（就職・進学）の進め方に関すること（81.6%）」「保護者との連携に関すること（77.0%）」「自立に向け求められる自己理解（障害特性の理解を含む）に関すること（77.0%）」「就職後の職業生活に当たっての合理的配慮に関すること（77.0%）」であった。

回答センターは、支援内容の中でも、他の就労支援機関へのリファー（課題解決に適した専門機関の紹介や支援依頼）や、障害者就労についての制度など、福祉・労働サービスの利用に関して、支援を担うことができると考えており、特別支援学校の回答との差異が見られた。なお、障害の理解・啓発については、特別支援学校と同様に支援可能であると回答されていたが、その割合は特別支援学校のほうが5.5ポイント高かった。

今後は、各自治体において、福祉・労働機関と特別支援学校の役割分担について検討した上で、高等学校にセンターとの連携に向けた情報発信を行っていくことが望まれる。